

参 考 資 料

令和2年10月29日
厚生労働省医政局

1 医療部会・医療計画の見直し等に関する検討会・ 地域療構想に関するWGにおける議論について

第3章 「新たな日常」の実現

4. 「新たな日常」を支える包摂的な社会の実現

（1）「新たな日常」に向けた社会保障の構築

現下の情勢を踏まえ、当面の最重要課題として、感染症の影響を踏まえ、新規感染者数の増大に十分対応することができる医療提供体制に向けて万全の準備を進めておく必要がある。また、検査体制の強化、保健所の体制強化及びクラスター対策の強化等に取り組むとともに、外出自粛下において再認識された日々の健康管理の重要性を踏まえ、エビデンスに基づく予防・健康づくり、重症化予防の取組もより一層推進する。今般の感染症に係る施策の実施状況等の分析・評価を踏まえつつ、その重要性が再認識された以下の取組をより一層推進する。今般の診療報酬等の対応、病床・宿泊療養施設の確保状況、情報の利活用等の在り方を検証し、より迅速・柔軟に対応できる医療提供体制を再構築する。骨太方針2018、骨太方針2019等の内容に沿って、社会保障制度の基盤強化を着実に進め、人生100年時代に対応した社会保障制度を構築し、世界に冠たる国民皆保険・皆年金の維持、そして持続可能なものとして次世代への継承を目指す。

① 「新たな日常」に対応した医療提供体制の構築等

（柔軟かつ持続可能な医療提供体制の構築）

感染症の次の大きな波も見据え、今までの経験で明らかになった医療提供体制等の課題に早急に対応する。都道府県が、二次医療圏間の病床や検査能力等の把握と必要な調整を円滑に行えるようにするとともに、医療機関間での医療従事者協力等を調整できる仕組みを構築する。加えて、都道府県間を超えた病床や医療機器の利用、医療関係者の配置等を厚生労働大臣が調整する仕組みを構築する。累次の診療報酬上の特例的な対応や新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金等による対策の効果を踏まえつつ、患者が安心して医療を受けられるよう、引き続き、医療機関・薬局の経営状況等も把握し、必要な対応を検討し、実施する。また、本年の薬価調査を踏まえて行う2021年度の薬価改定については、骨太方針2018等の内容に新型コロナウイルス感染症による影響も勘案して、十分に検討し、決定する。

感染症への対応の視点も含めて、質が高く効率的で持続可能な医療提供体制の整備を進めるため、可能な限り早期に工程の具体化を図る。その際、地域医療構想調整会議における議論の活性化を図るとともに、データに基づく医療ニーズを踏まえ、都道府県が適切なガバナンスの下、医療機能の分化・連携を推進する。

病院と診療所の機能分化・連携等を推進しつつ、かかりつけ機能の在り方を踏まえながら、かかりつけ医・かかりつけ歯科医・かかりつけ薬剤師の普及を進める。

- 今回の新型コロナウイルス感染症の流行を踏まえると、5疾病5事業があるけれども、それに加えて新興・再興感染症対策の追加を医療計画の中にしっかり盛り込むべきではないかということの指摘を申し上げたい。21世紀に入ってから、これまでもいろいろな新興・再興感染症の出現があったわけでありまして、2003年のSARSあるいは2009年の新型インフルエンザなど、今回のものを含めてこれまでに3回このような事態が起こっているので、平常時からの備えとして計画を立てておくことが欠かせないのではないかということで、この医療計画の中に新興・再興感染症対策をどういうふうに位置づけるかということについての検討をお願いしたい。
- 地域医療構想は、2025年を見据えた地域の医療提供体制をどう地域の調整会議の中で検討し、病院の自主的な取組の中で病院の病床数や病棟を見直していくかという議論であったと理解している。将来的にもまた別の新型感染症が発生する可能性を考えれば、こうした感染症の流行も踏まえながら、改めて地域の医療提供体制をどう構築するかが重要だと考える。また、圏域や都道府県を超えた連携も時に必要になってくると考えている。今回新型コロナ禍で患者・住民の受診行動がどのように変化したか、そのことによって治療内容や患者の心身にどういう影響があったかなど、今後の分析とその結果を地域医療構想の検討などに活用されることを求めたい。
- 少子高齢化という中長期的な課題が不変である以上、地域医療構想あるいはかかりつけ医機能の強化といった取組は着実に進めるべき。感染症の拡大が突発的あるいは急速に起こり得ることを踏まえれば、医療施設の最適配置の実現あるいは地域医療構想の連携を進める必要性が、今回のコロナ禍で逆にさらに明らかになったとも言えるのではないか。
- 昨年9月に示された424の公立・公的医療機関等の中の幾つかの医療機関が、指定感染症機関あるいはそのバックアップ機関として地域で最も活躍した病院になっていたということもあるため、今回のコロナに関するいろいろな診療機能等の実態をもう一度調査し、それを地域医療構想の中のデータとしてぜひお示しいただきたい。

医療連携体制の構築（医療計画）

- 新興・再興感染症対応に係る医療連携体制に関し、感染症法等における今後の対応（基本指針、予防計画など）を踏まえつつ、医療計画（疾病・事業ごとの医療連携体制の在り方を含む。）との関係についてどのように考えるか。

 関係審議会・検討会等において新興・再興感染症対応の課題について整理の上、本検討会においても必要な検討を実施

将来の医療需要を見据えた病床機能の分化・連携（地域医療構想）

- 平時の入院医療体制を想定した「地域医療構想」に関し、新興・再興感染症対応の内容を踏まえつつ、今後の取組についてどのように考えるか。
 - ・ 感染拡大時の病床確保についてどのように考えるか
 - ・ 「具体的対応方針の再検証等」などの取組にどのような影響があるか
 - ・ 今後の人口構造の変化を踏まえ、どのような工程で議論・取組を進めていくか など

 詳細について、地域医療構想に関するワーキンググループにおいて検討

外来機能の分化・連携

 引き続き、本検討会において検討（次回以降議論）

第21回医療計画の見直し等に関する検討会(10/1)における主なご意見について

第27回地域医療構想に関するワーキンググループ
(令和2年10月21日) 資料

- コロナを受け入れないところが、コロナを受け入れる病院に代わり、コロナ以外の救急は受け入れることで、コロナを受け入れる感染症指定病院を、カバーするような体制ができたのは、地域医療構想調整会議が進んでいたおかげ。
- 急性期の大きな病院で、かなりコロナの患者を受けてもらった。余力がないと、これを受けることができない。地域医療構想などでやっていることは、急性期からできるだけ慢性期にシフトしていこうということで、余力を削ぐ議論に近いと思う。余力が必要だということが医療計画の体制の整備の議論で、余力はできるだけ削ごうというのが、地域医療構想の議論のように見えてしまう。この2つを違うところで議論して、個々の会議でそれを調整ができるのかというのは疑問であり、少なくとも何らかの形で途中で意見のすり合わせをしていかないと、両立は難しいのではないかと考える。
- 感染症拡大時の対応病床の確保という突発的、臨時的、短期的な対応と、将来の医療需要を踏まえた中長期的な医療計画や地域医療構想について、コロナ禍の教訓を機に、予防計画の中で感染拡大時の病床確保計画を定めることによって、切り離してやることは可能ではないかと考えている。地域医療構想の目的は、今後少子高齢化という人口構造の長期的なトレンドにどう対処していくかということを議論するところであるので、2025年という残された時間を考えれば、新たな工程の具体化に向けた検討を行っていくべきだと考える。
- 疾病構造はコロナを経たからといって大きく変わったということはないので、基本的にはこの地域医療構想というのは粛々と進める形になろうと思う。再検証の対象になった医療機関でも、コロナに大変重要な役割をしていた病院等もあると聞いている。この辺りはしっかりと実態を把握した上で、なおかつ、その病床というものをどう考えるのか。感染症として増やすのか、それとも休床にしておいていざというときに使えるような状況にするのか等の議論は、しっかりと議論していただきたい。
- そろそろ高齢化のピークである2040年代を展望した新しいビジョンを検討すべき時期が近づいてきているのではないかと。
- 次は2040年を目指すのかなども含めて、ポスト地域医療構想の工程等も示していただきたい。

第27回地域医療構想に関するWG (10/21)における主なご意見について①

地域医療構想に関するワーキンググループ
事務局とりまとめ案（未定稿）

(議論の前提)

- 新興・再興感染症というのは今般のコロナだけではない。未知のものへの対応が必要。
- 新興・再興感染症の流行規模や流行拡大速度等をどの程度で想定するかで議論が変わってくる。今後起こり得る様々な感染症流行に対応できるようにすべきといった点も含め、議論の前提を整理する必要。

(感染拡大時の受入体制確保について)

- 新興・再興感染症には、余裕がないと対応できない。今般のコロナ対応では、一般病棟を休ませて人員・スペースを確保した実態があるが、常に高度急性期・急性期の患者で満杯の状況では、患者の移動や病室の確保ができず、人的配置などが足りなくなってしまう。このような余裕をどの程度の範囲で収めて、中長期的な人口減や病床必要量と整合性を確保していくかということが今後の課題。
- 平時から感染症対応のために病床を確保しておくとする、効率的には難しい部分が出てくる。感染症対応に迅速に転換できるような柔軟な医療体制を作っていくということではないか。
- 重症例をどのように受け入れるかが最大の問題。感染症患者対応のためにICUを止めると、救急対応と手術ができなくなる。いかにICUを確保するか、それ以外の病床を使うのであればどのように機能を確保するかということが重要。ICUの確保には資源が必要であり、余力をどう持つか、議論が難しい部分。
- 全国自治体病院協議会で第一波のアンケートを行った中では、重症患者を一番診ているのは、ICUではなく一般病床であった。いずれにしても、設備や人材がいらない中では対応できない。事前に考えておく必要。
- 疑い症例への対応が難しい。感染症患者の病棟にも一般病棟にも入れることができず、結局個室に入れるしかない。重症例の疑い症例への対応も難しい。議論に当たって留意しておく必要。
- 感染症対応を行っている病院に、他の病院から医療従事者が支援に来て、感染症対応を行っている病院の医療従事者を感染症対応に重点化するというような連携も重要。また、感染症対応を行うため、入院患者を他の病院に願いますというような連携体制も考えていく必要。
- 感染症患者の受入に一般病床を多く使うということは、一般医療を圧迫するという。一般医療をどれだけ制限できるか、制限した病院の患者をどの病院が受けるか、ということは医療法において議論する必要。
- 新興・再興感染症は、感染症病床だけではとても対応できない。予防計画の見直しや医療計画の疾病・事業にどのように位置付けていくか、ということが非常に重要。
- 医療資源の少ない地域において、一般医療の確保と感染症拡大時における病床確保のバランスをどのように取るかが大きな課題であり、こうした地域にも配慮した視点が必要。

(感染拡大時の受入体制確保について) ※続き

- 地域医療構想の病床必要量は、感染症等を対象としておらず、健康危機管理時における病床のバッファを想定していない。今後、具体的な議論を進める上で、仮に病床必要量に感染症病床や新型コロナで対応している病床を反映させるとした場合の課題、仮に病床機能報告にも反映させるとした場合の課題を含めて整理が必要。
- 地域医療構想は、あくまで将来の医療需要を見据えた病床機能の分化・連携を構築することが目的。重要なのは、平時の医療需要に対応した医療資源の適正配置を維持しつつも、今般のような有事に迅速かつ冷静に対処できるような体制をあらかじめ準備しておくこと。
新興・再興感染症への対応は、都道府県が策定する医療計画と予防計画を平仄を合わせながらしっかりと作って、その中で担保していくことを確認しながら、地域医療構想は粛々と進めていくことが必要。
- 比較的大規模の医療機関や医療従事者の多い医療機関において受入可能となっている。最終的には地域の協議で決めることになるが、地域医療構想による再編・統合を通じて、各医療圏の中核となる医療機関を明確化するということは、結果的には、感染症対応にも寄与するのではないか。
- 地域医療構想は、平時の基本的な体制を整えて、その中でどのような役割分担をしていくかということ。感染拡大という特殊な有事の状況に関しては、それに向けた特殊な対応をすべき。

(公立・公的医療機関等に対する「具体的対応方針の再検証」等の取組への影響)

- 自治体病院の6割は、人口30万人以下の比較的小規模な圏域に存在。こうした圏域を中心に患者を受け入れたというのはリーズナブル。一方、民間の医療機関が、100万人以上の圏域で多く患者を受け入れていただいた。この間、公立・公的等・民間が、それぞれ対応可能な範囲で頑張ったということ。
- 具体的対応方針の再検証が必要な公立・公的医療機関が公表されたが、その中には、感染症指定医療機関など今般のコロナ対応を行っている医療機関が多く含まれている。地域医療構想調整会議からは、こうした感染症医療を担っている公立・公的医療機関の役割をどう位置付けるのか、今般のコロナ対応で担った役割をきちんと反映させるべきではないのか、といった意見も挙がっている。
調整会議を主催する都道府県としては、国が示す限られた期間の中で一定の結論を得なければならない。各地域で建設的な議論が進むような論点整理をお願いしたい。
- 中長期的には人口も減少する中、平時の医療の在り方は当然考えていかなければならない。再検証対象医療機関は、それはそれで見直していかなければならない。ただ、再検証に当たっての分析は、急性期の比較的高度な指標をもって判断されたものであり、圏域ごとに、病院の在り方や必要性について議論していくことも非常に重要。

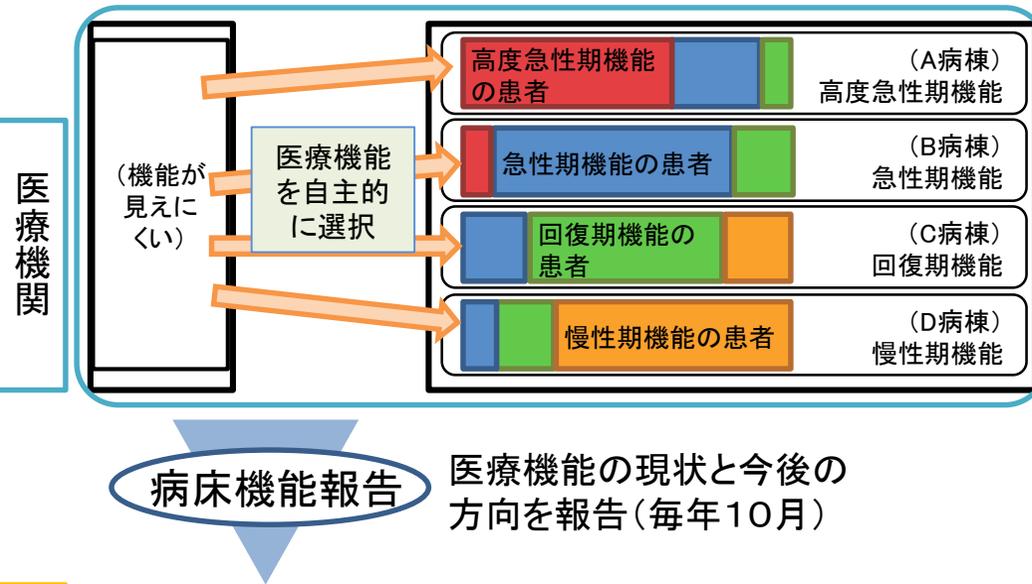
(今後の工程について)

- 新型コロナが収束していない状況下で、特に再検証の期限を再提示するというのは非常に難しい課題だと思うが、このまま足踏みしていても、医療需要の減少はますます加速・進行する。当面の目標である2025年という残された時間を踏まえれば、一歩踏み出して、新たな工程を作り、具体化に向けた検討を再開すべきではないか。
重点支援区域では一定の結論が出た区域も出たと聞いている。ウィズコロナという観点で、地域医療構想について再開してはどうか。期限を全く示さず、現場の自主的な議論に委ねても進捗するとは思えない。再検証の具体的な期限を提示していく方法で検討してはどうか。
- 再検証を要請された公立・公的医療機関以外の民間医療機関についても、地域医療構想は共通の課題。こういったことを進めていくためにも、このワーキンググループの中で、いつ、どのように進めていくのかという結論を得ていくべきではないか。
- 人口減で病床を減らさなければならないという区域もあり、また、重点支援区域のような地域も話し合いが進んでいるので、新興・再興感染症対応の結論が出てからではおそらく間に合わない。感染症対応と地域医療構想とをうまく整理しながら進めていく必要がある。
- 民間医療機関の中には、今般のコロナによって大きく方向性を変えてしまうという可能性。民間医療機関の機能が大きく変化することも十分に視野に入れながら、少し時間をかけて検討した方がいいのではないか。
- 現在、コロナ対応でバタバタしている中、再検証について近い将来で期限を切られてしまうと、将来の体制について腹を割った話し合いができるかというとなかなか難しいこともあるのではないか。ある程度、感染症に対する対応に目途がついたということ踏まえてから、じっくりと話し合ってもよいのではないか。
- 今般のコロナ対応の問題で一定程度のところまで結論がみえて、再検証する時期が来ないと、地域医療構想との関係を議論するのは非常に難しいと思う。
- 現在、実際にコロナ対応が進んでいる中で、病床が足りないと言っている方々に、予備をどれだけ持っておきますかということを決めてください、ということになると、最終的に必要な病床と今すぐに決める病床を比べると、おそらく、今決める病床の方がずっと多くなるし、各病院にとっても後々大きな重荷になる。
- 第八次医療計画の策定は2023年度に行われることになる。2025年まであと5年を切った中、今後の具体的な工程の議論を進めておく必要がある。

2 地域医療構想について

地域医療構想について

- 「地域医療構想」は、2025年に向け、病床の機能分化・連携を進めるために、医療機能ごとに2025年の医療需要と病床の必要量を推計し、定めるもの。
- 都道府県が「地域医療構想」の策定を開始するに当たり、厚生労働省で推計方法を含む「ガイドライン」を作成。平成27年3月に発出。
- 「医療介護総合確保推進法」により、平成27年4月より、都道府県が「地域医療構想」を策定。平成28年度中に全都道府県で策定済み。
※ 「地域医療構想」は、二次医療圏単位での策定が原則。



「地域医療構想」の内容

1. 2025年の医療需要と病床の必要量

- ・高度急性期・急性期・回復期・慢性期の4機能ごとに医療需要と病床の必要量を推計
- ・在宅医療等の医療需要を推計
- ・都道府県内の構想区域(二次医療圏が基本)単位で推計

2. 目指すべき医療提供体制を実現するための施策

- 例) 医療機能の分化・連携を進めるための施設設備、在宅医療等の充実、医療従事者の確保・養成等

- 機能分化・連携については、「地域医療構想調整会議」で議論・調整。

都道府県
医療機能の報告等を活用し、「地域医療構想」を策定し、更なる機能分化を推進

2025年の医療需要及び各医療機能の必要量の推計の基本的考え方

- 地域医療構想は、都道府県が構想区域(原則、二次医療圏)単位で策定。よって、将来の医療需要や病床の必要量についても、国が示す方法に基づき、都道府県が推計。
- 医療機能(高度急性期機能・急性期機能・回復期機能・慢性期機能)ごとに、医療需要(1日当たりの入院患者延べ数)を算出し、それを病床稼働率で割り戻して、病床の必要量を推計。



- 推計に当たり、できる限り、患者の状態や診療の実態を勘案できるよう、NDB(ナショナルデータベース)のレセプトデータやDPCデータを分析する。
- 具体的には、患者に対して行われた診療行為を、診療報酬の出来高点数で換算した値(医療資源投入量)の多寡を見ていく。
- その他、推計に当たっては、入院受療率等の地域差や患者の流出入を考慮の対象とする。

【経済財政運営と改革の基本方針2017（平成29年6月9日閣議決定）【抜粋】】

地域医療構想の実現に向けて地域ごとの「地域医療構想調整会議」での具体的議論を促進する。病床の役割分担を進めるためデータを国から提供し、個別の病院名や転換する病床数等の具体的対応方針の速やかな策定に向けて、2年間程度で集中的な検討を促進する。これに向けて、介護施設や在宅医療等の提供体制の整備と統合的な慢性期機能の再編のための地域における議論の進め方を速やかに検討する。このような自主的な取組による病床の機能分化・連携が進まない場合には、都道府県知事はその役割を適切に発揮できるよう、権限の在り方について、速やかに関係審議会等において検討を進める。また、地域医療介護総合確保基金について、具体的な事業計画を策定した都道府県に対し、重点的に配分する。

【経済財政運営と改革の基本方針2018（平成30年6月15日閣議決定）【抜粋】】

地域医療構想の実現に向けた個別の病院名や転換する病床数等の具体的対応方針について、昨年度に続いて集中的な検討を促し、2018年度中の策定を促進する。公立・公的医療機関については、地域の医療需要等を踏まえつつ、地域の民間医療機関では担うことができない高度急性期・急性期医療や不採算部門、過疎地等の医療提供等に重点化するよう医療機能を見直し、これを達成するための再編・統合の議論を進める。このような自主的な取組による病床の機能分化・連携が進まない場合には、都道府県知事はその役割を適切に発揮できるよう、権限の在り方について、速やかに関係審議会等において検討を進める。病床の転換や介護医療院への移行などが着実に進むよう、地域医療介護総合確保基金や急性期病床や療養病床に係る入院基本料の見直しによる病床再編の効果などこれまでの推進方策の効果・コストの検証を行い、必要な対応を検討するとともに、病床のダウンサイジング支援の追加的方策を検討する。

【経済財政運営と改革の基本方針2019（令和元年6月21日閣議決定）【抜粋】】

2040年に向けて人材不足等の新たな課題に対応するため、地域医療構想の実現に向けた取組、医師偏在対策、医療従事者の働き方改革を三位一体で推進し、総合的な医療提供体制改革を実施する。

地域医療構想の実現に向け、全ての公立・公的医療機関等に係る具体的対応方針について、診療実績データの分析を行い、具体的対応方針の内容が、民間医療機関では担えない機能に重点化され、2025年において達成すべき医療機能の再編、病床数等の適正化に沿ったものとなるよう、重点対象区域の設定を通じて国による助言や集中的な支援を行うとともに、適切な基準を新たに設定した上で原則として2019年度中（※）に対応方針の見直しを求める。民間医療機関についても、2025年における地域医療構想の実現に沿ったものとなるよう対応方針の策定を改めて求めるとともに、地域医療構想調整会議における議論を促す。こうした取組によっても病床の機能分化・連携が進まない場合には、2020年度に実効性のある新たな都道府県知事の権限の在り方について検討し、できる限り早期に所要の措置を講ずる。地域医療介護総合確保基金の配分（基金創設前から存在している事業も含む）における大幅なメリハリ付けの仕組みや国が主導する実効的なPDCAサイクルを構築するとともに、成果の検証等を踏まえ、真に地域医療構想の実現に資するものとする観点から必要な場合には、消費税財源を活用した病床のダウンサイジング支援の追加的方策を講ずる。病床の転換や介護医療院への移行等が着実に進むよう、地域医療介護総合確保基金や急性期病床や療養病床に係る入院基本料の見直しによる病床再編の効果などこれまでの推進方策の効果・コストの検証を行い、必要な対応を検討する。

13 ※医療機関の再編統合を伴う場合については、遅くとも2020年秋ごろまで。

具体的対応方針の再検証等について（令和2年1月17日付け医政局長通知のポイント）

1. 基本的な考え方

- 「経済財政運営と改革の基本方針2019」（令和元年6月21日閣議決定）において「地域医療構想の実現に向け、全ての公立・公的医療機関等に係る具体的対応方針について、診療実績データの分析を行う」とされたことを踏まえ、地域医療構想調整会議における地域の現状や将来像を踏まえた議論を活性化させることを目的に、厚生労働省において、公立・公的医療機関等の高度急性期・急性期機能に着目した診療実績データの分析を実施。
- このうち、「A 診療実績が特に少ない」（診療実績が無い場合も含む。）が9領域全て（以下「A9病院」という。）、又は「B 類似かつ近接」（診療実績が無い場合も含む。）が6領域全て（人口100万人以上の構想区域を除く。以下「B6病院」という。）となっている公立・公的医療機関等の具体的対応方針を再検討の上、地域医療構想調整会議において改めて協議し、合意を得るよう求めるもの。
- 厚生労働省の分析結果は、公立・公的医療機関等の将来担うべき役割や、それに必要な病床数や病床の機能分化・連携等の方向性を機械的に決めるものではない。各公立・公的医療機関等の取組の方向性については、地域医療構想調整会議において、当該分析だけでは判断し得ない地域の实情に関する知見を補いながら、議論を尽くすこと。

2. 再検証要請等の内容

（1）再検証対象医療機関（A9・B6病院）の具体的対応方針の再検証

以下①～③についてA9・B6病院で検討の上、その検討結果を調整会議で協議すること。

B6病院が所在する構想区域の調整会議では、④についても協議すること。

A9病院が所在する構想区域の調整会議では、必要に応じて、④についても協議すること。

- ① 現在の地域の急性期機能、人口の推移、医療需要の変化等、医療機関を取り巻く環境を踏まえ、2025年を見据えた自医療機関の役割の整理
- ② ①を踏まえた上で、分析の対象とした領域ごとの医療機能の方向性（他の医療機関との機能統合や連携、機能縮小等）
- ③ ①②を踏まえた4機能別の病床の変動

【構想区域全体の2025年の医療提供体制の検証】

- ④ 構想区域全体における領域ごとの2025年の各医療機関の役割分担の方向性等（必要に応じて、病床数や医療機能を含む。）

（2）一部の領域で「診療実績が特に少ない」又は「類似かつ近接」に該当する公立・公的医療機関等（A1～8・B1～5病院）への対応

調整会議において、A1～8・B1～5病院（人口100万人以上の構想区域を除く。）の具体的対応方針について改めて議論すること。（※）

具体的対応方針の見直しが必要と調整会議が判断した場合、当該医療機関は具体的対応方針の見直しを行い、調整会議で改めて協議の上、合意を得ること。

※ 2019年3月までに合意された具体的対応方針における役割及び病床数が現状から変更がないもの等については、将来の医療需要等を踏まえてその妥当性を確認することに留意。

（3）H29病床機能報告未報告医療機関等への対応

調整会議において、H29病床機能報告未報告等医療機関等は、具体的対応方針の妥当性について、直近の自医療機関の実績等を踏まえて説明すること。調整会議において合意が得られなければ、具体的対応方針を見直し、調整会議で改めて協議の上、合意を得ること。

3. 主な留意事項

- 定例的な調整会議の会議資料や議事録等はできる限り速やかな公表に努めること。ただし、国から提供した分析結果は、都道府県の最終確認を踏まえ国が確定するまでは、当該資料等については非公表として取り扱うこと。
また、随時開催を組み合わせながら、より多くの医療機関の参画が得られるような工夫をすること。
- 公立・公的医療機関等については、開設主体ごとに期待される役割や税制上・財政上の措置等の違いに留意が必要。等

4. 今後の進め方及び議論の状況把握

当面、「経済財政運営と改革の基本方針2019」を基本として、調整会議での議論を進めること。

今後、厚生労働省において、再検証に係る地域医療構想調整会議の議論の状況を把握し、2020年度から2025年までの具体的な進め方（スケジュール等）については、状況把握の結果及び地方自治体の意見を踏まえ、整理の上改めて通知予定。

重点支援区域について

1 背景

経済財政運営と改革の基本方針2019（令和元年6月21日閣議決定）において、地域医療構想の実現に向け、全ての公立・公的医療機関等に係る具体的対応方針について診療実績データの分析を行い、具体的対応方針の内容が民間医療機関では担えない機能に重点化され、2025年において達成すべき医療機能の再編、病床数等の適正化に沿ったものとなるよう、**重点支援区域の設定を通じて国による助言や集中的な支援を行うこととされた。**

2 基本的な考え方

- 都道府県は、**当該区域の地域医療構想調整会議において、重点支援区域申請を行う旨合意を得た上で**、「重点支援区域」に申請を行うものとする。
- 「重点支援区域」は、**都道府県からの申請を踏まえ、厚生労働省において選定する。**なお、**選定は複数回行う**こととする。
- 重点支援区域の申請または選定自体が、医療機能再編等の方向性を定めるものではない上、**重点支援区域に選定された後も医療機能再編等の結論については、あくまでも地域医療構想調整会議の自主的な議論によるものであることに留意が必要。**

3 選定対象・募集時期

- 「重点支援区域」における事例としての対象は、**「複数医療機関の医療機能再編等事例」**とし、以下①②の事例も対象となり得る。
 - ① 再検証対象医療機関（※）が対象となっていない再編統合事例
 - ② 複数区域にまたがる再編統合事例

※ 厚生労働省が分析した急性期機能等について、「診療実績が特に少ない」（診療実績がない場合も含む。）が9領域全てとなっている、又は「類似かつ近接」（診療実績がない場合も含む。）が6領域（人口100万人以上の構想区域を除く。）全てとなっている公立・公的医療機関等
- 重点支援区域申請は、当面の間、**随時募集**する。

【優先して選定する事例】

以下の事例を有する区域については、医療機能再編等を進める上で論点が多岐に渡ることが想定されるため、優先して「重点支援区域」に選定する。

なお、再検証対象医療機関が含まれる医療機能再編等事例かどうかは、選定の優先順位に影響しない。

- ① 複数設置主体による医療機能再編等を検討する事例
- ② できる限り多数（少なくとも関係病院の総病床数10%以上）の病床数を削減する統廃合を検討する事例
- ③ 異なる大学病院等から医師派遣を受けている医療機関の医療機能再編等を検討する事例
- ④ 人口規模や関係者の多さ等から、より困難が予想される事例

4 支援内容

重点支援区域に対する国による**技術的・財政的支援**は以下を予定。

【技術的支援】（※）

- ・ 地域の医療提供体制や、医療機能再編等を検討する医療機関に関するデータ分析
- ・ 関係者との意見調整の場の開催 等

【財政的支援】

- ・ 地域医療介護総合確保基金の令和2年度配分における優先配分
- ・ 新たな病床機能の再編支援を一層手厚く実施

※ 今般の新型コロナへの対応を踏まえ、地域における今後の感染症対応を見据えた医療提供体制の構築に向けた検討に資するよう、国の検討会等における議論の状況について情報提供を行う。

5 選定区域

これまでに以下の**9道県12区域**の重点支援区域を選定。

【1回目（令和2年1月31日）に選定した重点支援区域】

- ・ 宮城県（仙南区域、石巻・登米・気仙沼区域）
- ・ 滋賀県（湖北区域）
- ・ 山口県（柳井区域、萩区域）

【2回目（令和2年8月25日）に選定した重点支援区域】

- ・ 北海道（南空知区域、南檜山区域）
- ・ 岡山県（県南東部区域）
- ・ 新潟県（県央区域）
- ・ 佐賀県（中部区域）
- ・ 兵庫県（阪神区域）
- ・ 熊本県（天草区域）

新たな病床機能の再編支援について

令和3年度要求額：事項要求
(令和2年度予算額：84億円)

- 中長期的な人口減少・高齢化の進行を見据えつつ、今般の新型コロナウイルス感染症への対応により顕在化した地域医療の課題への対応を含め、地域の実情に応じた質の高い効率的な医療提供体制を構築する必要がある。
- こうした中、地域医療構想の実現を図る観点から、地域医療構想調整会議等の合意を踏まえて行う自主的な病床削減や病院の統合による病床廃止に取り組む際の財政支援を実施する。【補助スキーム：定額補助(国10/10)】
- 令和3年度以降においては、地域医療構想調整会議における議論の進捗等も踏まえつつ、消費税財源による「医療・介護の充実」とするための法改正を行い、これに基づき病床機能の再編支援を実施する。

「病床削減」に伴う財政支援

病床を削減した病院等（統合により廃止する場合も含む）に対し、削減病床1床あたり、病床稼働率に応じた額を交付

- ※病床削減後の許可病床数が、平成30年度病床機能報告における稼働病床数の合計の90%以下となること
- ※許可病床から休床等を除いた稼働している病棟の病床の10%以上を削減する場合に対象

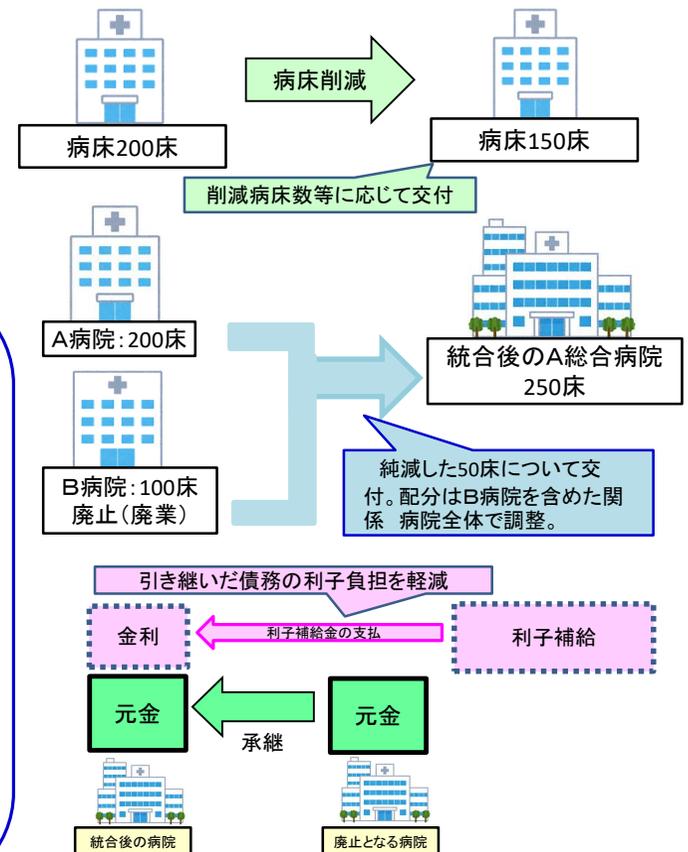
「病院統合」に伴う財政支援

【統合支援】 統合（廃止病院あり）を伴う病床削減を行う場合の
コストに充当するため、関係病院全体で廃止病床1床あたり、病床稼働率に応じた額を関係病院全体へ交付（配分は関係病院で調整）

- ※重点支援区域のプロジェクトについては一層手厚く支援
- ※病床数を関係病院の総病床数の10%以上削減する場合に対象

【利子補給】 統合（廃止病院あり）を伴う病床削減を行う場合において、廃止される病院の残債を統合後に残る病院に承継させる場合、当該引継債務に発生する利子について一定の上限を設けて統合後病院へ交付

- ※病床数を関係病院の総病床数の10%以上削減する場合に対象
- ※承継に伴い当該引継ぎ債務を金融機関等からの融資に借り換えた場合に限る。



3 新型コロナウイルス感染症対応の状況

- 都道府県は、感染症法第10条に基づき、国が定める感染症の予防の総合的な推進を図るための基本的な指針(基本指針)に則して、感染症の予防のための施策の実施に関する計画(予防計画)を定めることとされている。

【感染症法第9条第1項】

厚生労働大臣は基本指針を定めなければならない。

【感染症法第10条第1項】

都道府県は、基本指針に則して、予防計画を定めなければならない。

基本指針【告示】

- 基本指針は、次に掲げる事項について定めることとされている。
(感染症法第9条第2項)

- 1 感染症の予防の推進の基本的な方向
- 2 感染症の発生の予防のための施策に関する事項
- 3 感染症のまん延の防止のための施策に関する事項
- 4 感染症にかかる医療を提供する体制の確保に関する事項
- 5 感染症及び病原体等に関する調査及び研究に関する事項
- 6 感染症にかかる医療のための医薬品の研究開発の推進に関する事項
- 7 病原体等の検査の実施体制及び検査能力の向上に関する事項
- 8 感染症の予防に関する人材の養成に関する事項
- 9 感染症に関する啓発及び知識の普及並びに感染症の患者等の人権の尊重に関する事項
- 10 特定病原体等を適正に取り扱う体制の確保に関する事項
- 11 緊急時における感染症の発生の予防及びまん延の防止並びに医療の提供のための施策(国と地方公共団体及び地方公共団体相互間の連絡体制の確保を含む。)に関する事項
- 12 その他感染症の予防の推進に関する重要事項

基本指針で定める事項(※)

※ 基本指針で定める事項のうち1～11の事項については、指針の中で、予防計画を策定する際の留意点が示されている。

- 基本指針は、施行後の状況変化等に的確に対応する必要があること等から、少なくとも5年ごとに再検討を加え、必要があると認めるときは変更する。

予防計画

- 予防計画は、次に掲げる事項について定めることとされている。
(感染症法第10条第2項)

- 1 地域の実情に即した感染症の発生の予防及びまん延の防止のための施策に関する事項

【規定が望ましい事項(基本指針より抜粋)】

- ・ 感染症発生動向調査のための体制の構築に関する事項
- ・ 都道府県等における保健所及び地方衛生研究所の役割分担及び両者の連携に関する事項
- ・ 対人措置及び対物措置を実施する際の留意点や関係各機関の連携に関する事項
- ・ 積極的疫学調査のための体制の構築に関する事項
- ・ 新感染症の発生時の対応に関する事項 等

- 2 地域における感染症に係る医療を提供する体制の確保に関する事項

【規定が望ましい事項(基本指針より抜粋)】

- ・ 第一種、第二種感染症指定医療機関の整備目標に関する事項
- ・ 感染症の患者の移送体制に関する事項
- ・ 医薬品の備蓄又は確保に関する事項
- ・ 平時及び患者発生後の対応時における一般の医療機関における感染症の患者に対する医療の提供に関する事項 等

- 3 緊急時における感染症の発生の予防及びまん延の防止並びに医療の提供のための施策(国との連携及び地方公共団体相互間の連絡体制の確保を含む。)

【規定が望ましい事項(基本指針より抜粋)】

- ・ 感染症のまん延を防止するため必要な情報の収集、分析及び公表に関する事項
- ・ 緊急時における初動措置の実施体制の確立に関する事項 等

- 予防計画は、基本指針が変更された場合には再検討を加え、必要があると認めるときは変更する。(都道府県が予防計画の実施状況に関する調査、分析及び評価を行い、必要があると認めるときも同様。)

新型インフルエンザ等対策特別措置法の概要

～危機管理としての新型インフルエンザ及び全国的かつ急速なまん延のおそれのある新感染症対策のために～

新型インフルエンザ及び全国的かつ急速なまん延のおそれのある新感染症に対する対策の強化を図り、国民の生命及び健康を保護し、国民生活及び国民経済に及ぼす影響が最小となるようにする。

1. 体制整備等

(1) 行動計画の作成等の体制整備

① 国、地方公共団体の行動計画の作成、物資・資材の備蓄、訓練、国民への知識の普及

② 指定公共機関(医療、医薬品・医療機器の製造・販売、電力、ガス、輸送等を営む法人)の指定・業務計画の作成

(2) 権利に制限が加えられるときであっても、当該制限は必要最小限のものとする

(3) 発生時に国、都道府県の対策本部を設置、新型インフルエンザ等緊急事態に市町村の対策本部を設置

(4) 発生時における特定接種(登録事業者(※)の従業員等に対する先行的予防接種)の実施

※医療提供又は国民生活・国民経済の安定に寄与する業務を行う事業者であって、厚生労働大臣の登録を受けているもの

(5) 海外発生時の水際対策の的確な実施

「新型インフルエンザ等緊急事態宣言」

新型インフルエンザ等(国民の生命・健康に著しく重大な被害を与えるおそれがあるものに限る)が国内で発生し、全国的かつ急速なまん延により、国民生活及び国民経済に甚大な影響を及ぼすおそれがあると認められるとき

2. 「新型インフルエンザ等緊急事態」発生の際の措置

① 外出自粛要請、興行場、催物等の制限等の要請・指示(潜伏期間、治癒するまでの期間等を考慮)

② 住民に対する予防接種の実施(国による必要な財政負担)

③ 医療提供体制の確保(臨時の医療施設等)

④ 緊急物資の運送の要請・指示

⑤ 政令で定める特定物資の売渡しの要請・収用

⑥ 埋葬・火葬の特例

⑦ 生活関連物資等の価格の安定(国民生活安定緊急措置法等の的確な運用)

⑧ 行政上の申請期限の延長等

⑨ 政府関係金融機関等による融資等



新型コロナウイルス感染症の発生状況

【国内事例】括弧内は前日比

※令和2年10月15日24時時点

	PCR検査 実施人数(※3)	陽性者数	入院治療等を要する者		退院又は療養解除と なった者の数	死亡者数	確認中(※4)
				うち重症者			
国内事例(※1,※5) (チャーター便帰国 者を除く)	2,153,990 (+20,737)	90,354 (+703) ※2	5,176 (+122)	148 (+2) ※6	83,509 (+610)	1,649 (+4)	64 (-17)
空港検疫	243,589 (+1,744) ※7	1,062 (+4)	134	0	927 (+4)	1	0
チャーター便 帰国者事例	829	15	0	0	15	0	0
合計	2,398,408 (+22,481)	91,431 (+707) ※2	5,310 (+122)	148 (+2) ※6	84,451 (+614)	1,650 (+4)	64 (-17)

- ※1 チャーター便を除く国内事例については、令和2年5月8日公表分から（退院者及び死亡者については令和2年4月21日公表分から）、データソースを従来の厚生労働省が把握した個票を積み上げたものから、各自治体がウェブサイトで公表している数等を積み上げたものに変更した。
- ※2 新規陽性者数は、各自治体がプレスリリースしている個別の事例数（再陽性例を含む）を積み上げて算出したものであり、前日の総数からの増減とは異なる場合がある。
- ※3 一部自治体については件数を計上しているため、実際の人数より過大となっている。件数ベースでウェブ掲載している自治体については、前日比の算出にあたって件数ベースの差分としている。前日の検査実施人数が確認できない場合については最終公表時点の数値との差分を計上している。
- ※4 PCR検査陽性者数から入院治療等を要する者の数、退院又は療養解除となった者の数、死亡者の数を減じて厚生労働省において算出したもの。なお、療養解除後に再入院した者を陽性者数として改めて計上していない県があるため、合計は一致しない。
- ※5 国内事例には、空港検疫にて陽性が確認された事例を国内事例としても公表している自治体の当該事例数は含まれていない。
- ※6 一部の都道府県における重症者数については、都府県独自の基準に則って発表された数値を用いて計算しており、集中治療室（ICU）等での管理が必要な患者は含まれていない。
- ※7 空港検疫については、7月29日から順次、抗原定量検査を実施しているため、同検査の件数を含む。

【上陸前事例】括弧内は前日比

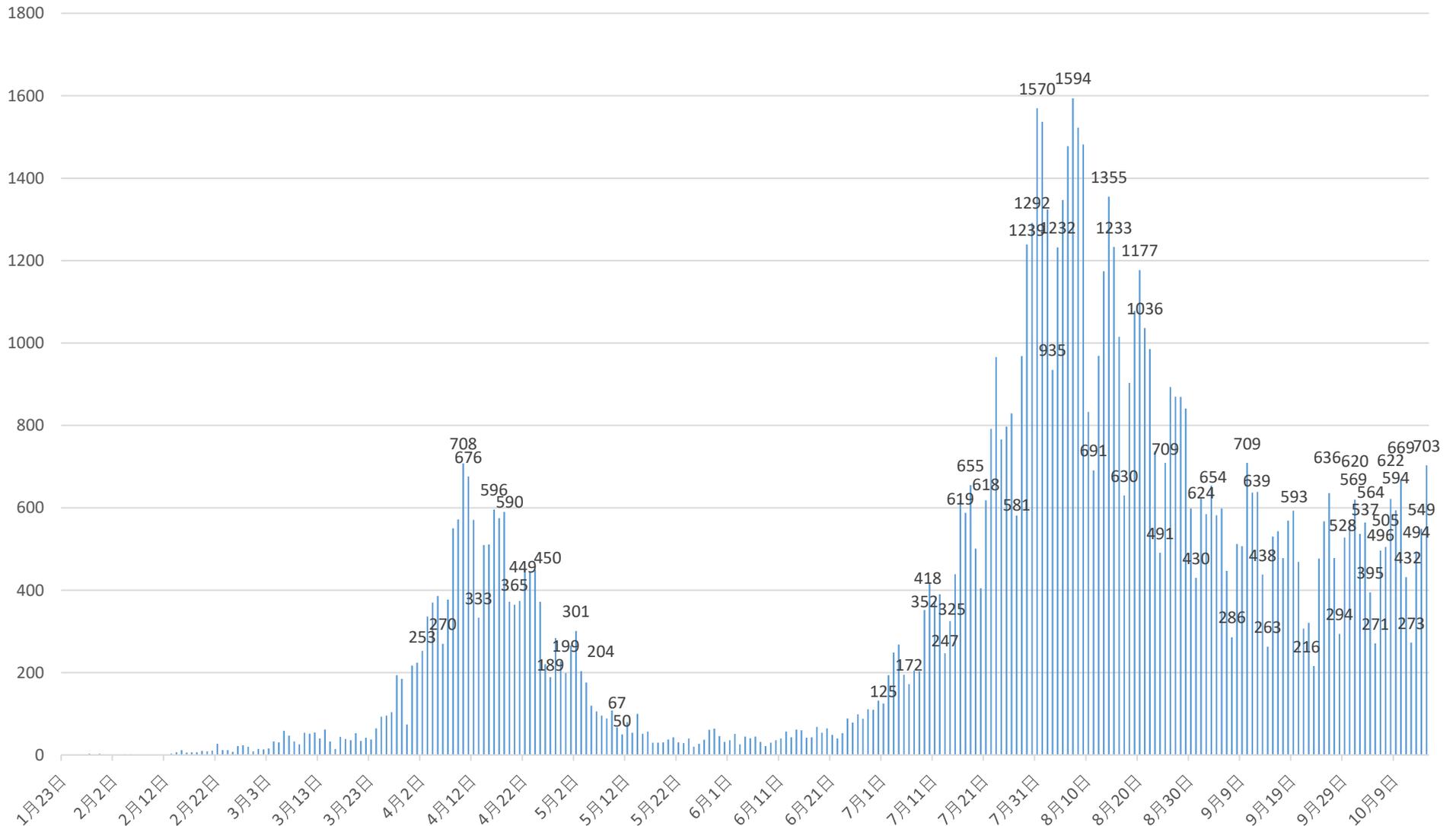
	PCR検査陽性者 ※【 】は無症状病原体保有者数	退院等している者	人工呼吸器又は集中治療室 に入院している者 ※4	死亡者
クルーズ船事例 (水際対策で確認) (3,711人) ※1	712 ※2 【331】	659 ※3	0 ※6	13 ※5

- ※1 那覇港出港時点の人数。うち日本国籍の者1,341人
- ※2 船会社の医療スタッフとして途中乗船し、PCR陽性となった1名は含めず、チャーター便で帰国した40名を含む。国内事例同様入院後に有症状となった者は無症状病原体保有者数から除いている。
- ※3 退院等している者659名のうち有症状364名、無症状295名。チャーター便で帰国した者を除く。
- ※4 37名が重症から軽～中等症へ改善(うち37名は退院)
- ※5 この他にチャーター便で帰国後、3月1日に死亡したとオーストラリア政府が発表した1名がいる。
- ※6 新型コロナウイルス関連疾患が軽快後、他疾患により重症の者が1名いる。

新型コロナウイルス感染症の国内発生動向

報告日別新規陽性者数

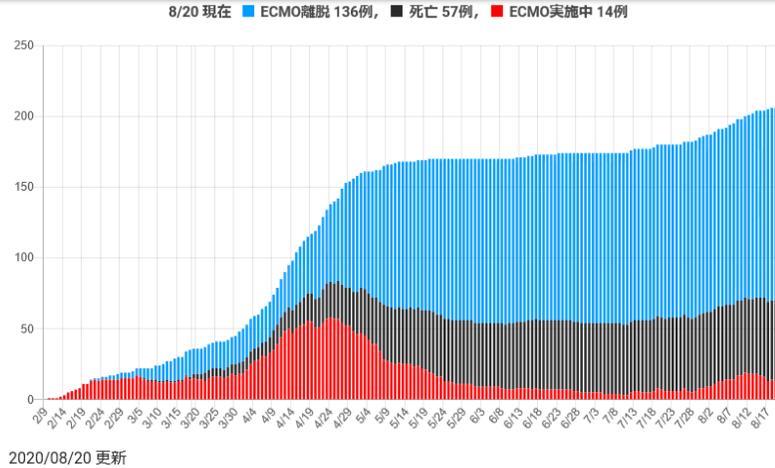
令和2年10月15日24時時点



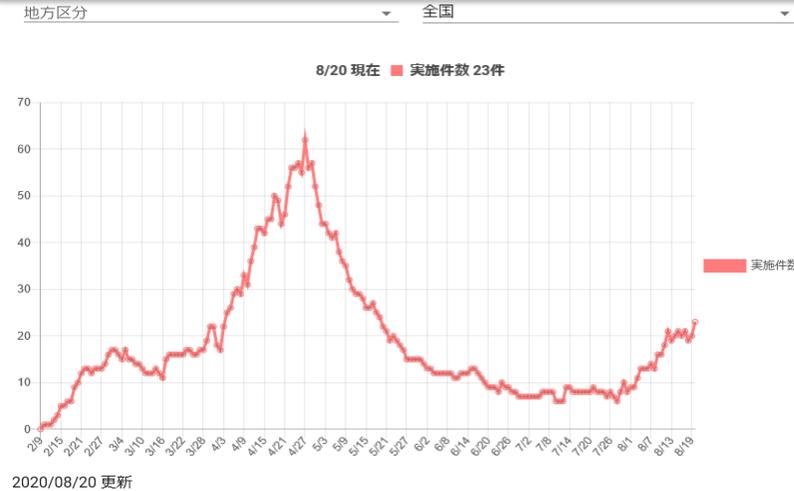
※1 都道府県から数日分まとめて国に報告された場合には、本来の報告日別に過去に遡って計上している。なお、重複事例の有無等の数値の精査を行っている。
※2 5月10日まで報告がなかった東京都の症例については、確定日に報告があったものとして追加した。

〇ピーク時の状況には至っていない。人工呼吸器を装着した方でも軽快する患者は多い。

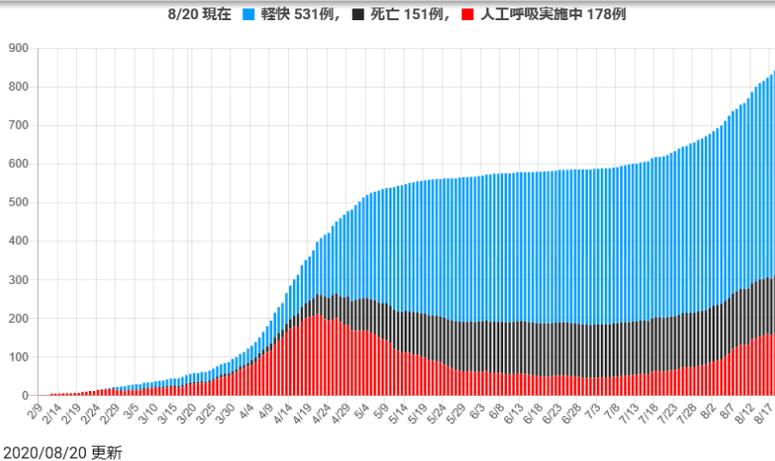
コロナ患者に対するECMO治療の成績累計（全国）



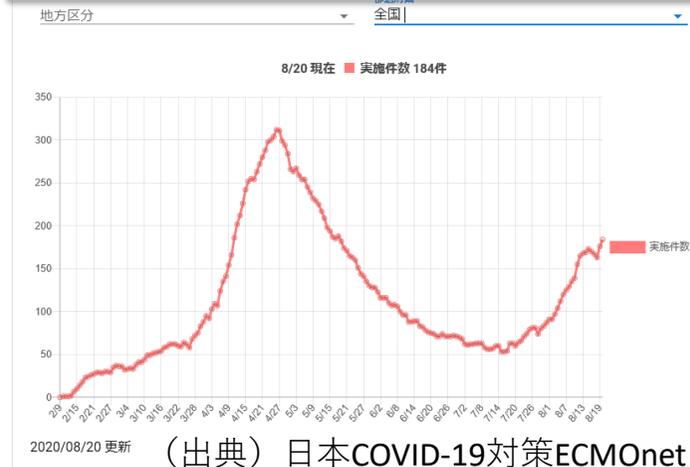
コロナ患者に対するECMO装着数の推移（全国）



コロナ患者に対する人工呼吸器治療（ECMOを除く。）の成績累計（全国）



コロナ患者に対する人工呼吸器装着数（ECMOを含む。）の推移（全国）



(出典) 日本COVID-19対策ECMOnet HPより

今後の感染拡大を見据えた医療体制整備の再構築について（概要）

医療体制整備の再構築に当たっての基本的な考え方

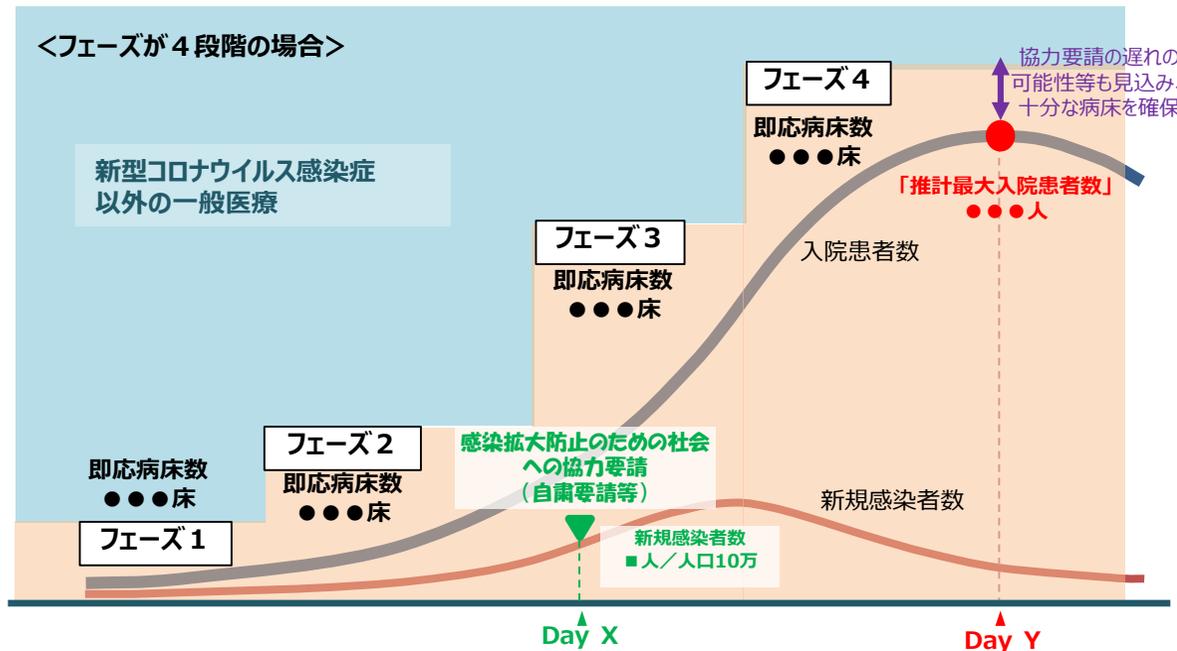
- 新たな医療提供体制整備は、これまで同様、**都道府県が主体となって推進**し、達成することを基本とする。
- **都道府県は、保健所・保健所設置市との連携を平時から構築**する。
- 医療提供体制を再構築するに当たっては、「**新型コロナウイルス感染症との共存**」も見据えた**中長期的な目線**で体制を整備。
- **新型コロナウイルス感染症患者に対する医療と、他の疾患等の患者に対する必要な医療を両立して確保**することを目指す。
- 医療提供体制の整備は、**国内実績を踏まえた新たな患者推計**をもとに、感染ピーク時のみならず、感染拡大の経過や収束時期も見据え、**時間軸を踏まえたフェーズに応じた病床確保等の実施**。
- **感染拡大防止のための社会への協力要請（自粛要請等）を行う時期の違い**によって、その後の**患者数や必要となる医療資源だけではなく、収束するまでの時間にも影響**を及ぼすことを踏まえた対応を行う。

更なる後押し

第二次補正予算と連動 ● 新型コロナ緊急包括支援交付金の増額及び対象拡大、診療報酬の特例的な対応、PCR等の検査体制のさらなる強化 等

新たな患者推計を踏まえた医療体制整備のイメージ

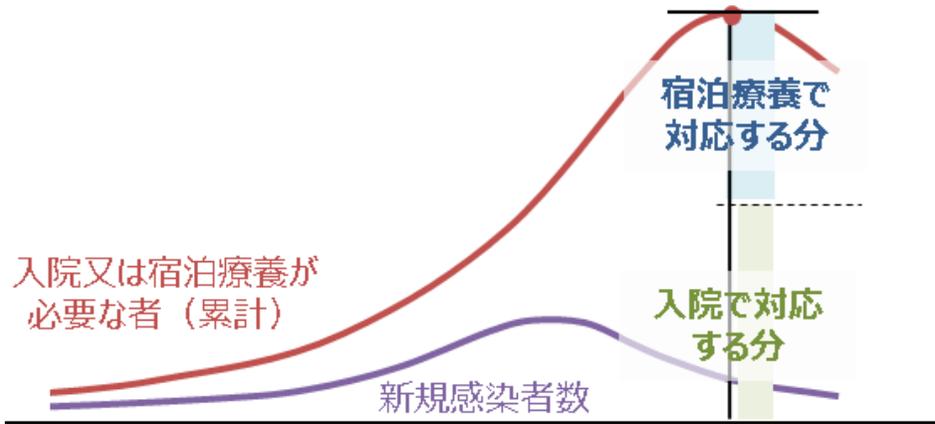
- 都道府県は、**国内の感染実績を踏まえた新たな患者推計**モデルに基づき、都道府県ごとの実状を加味した**患者推計**の結果及び**必要な病床数**を算出。国は、推計に必要な推計ツールや基本的考え方を提示。
- 今回の推計では、**時間軸を考慮**し、ある時点を基点に、その後の経過日数時点(フェーズ)における**入院患者数**等を予測可能。
- 各フェーズで必要な病床数を確保することにより、それ以外の病床において**他の疾患等の患者に対する一般医療の提供を確保**。



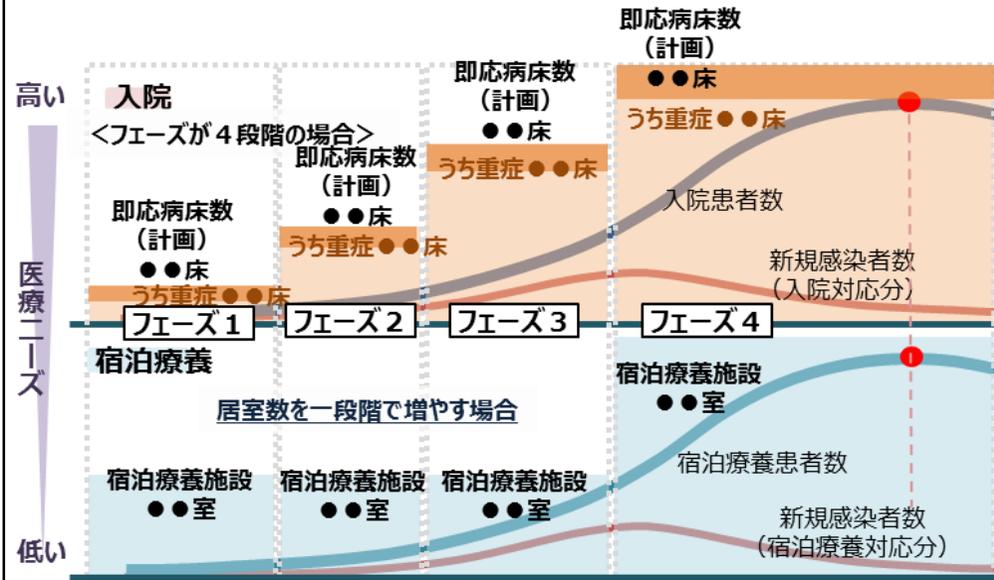
⇒ 本年6月末に、事務連絡を発出し都道府県に対し、病床確保計画策定を依頼。全都道府県において策定完了。

病床・宿泊療養施設の確保の考え方

新たな患者推計における入院と宿泊療養による対応



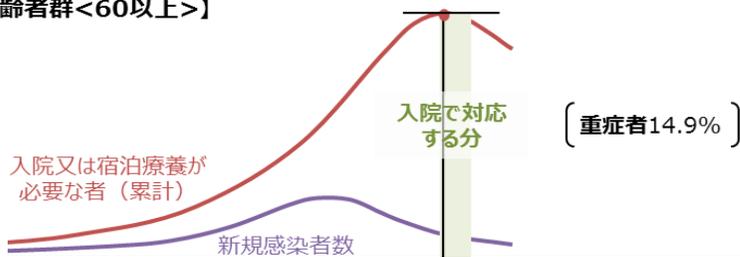
病床・宿泊療養施設の確保計画のイメージ



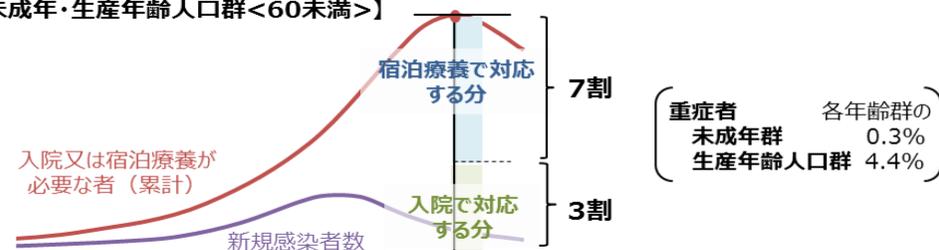
入院率・重症化率の考え方

- 新たな患者推計では、高齢者が重症化しやすい等の実態を踏まえて入院率・重症化率を設定。
 - 高齢者群は重症化のハイリスク群であることから、**全員について入院管理と想定**
 - 他の年齢群では、諸外国におけるデータも踏まえ、**入院治療を必要とする患者が当該年齢群の診断者の30%であると想定**
 - 重症者の割合は、過去の患者発生動態を踏まえ、**全年齢で7.7%（未成年群0.3%、生産年齢人口群4.4%、高齢者群14.9%）と想定。**

【高齢者群<60以上>】



【未成年・生産年齢人口群<60未満>】

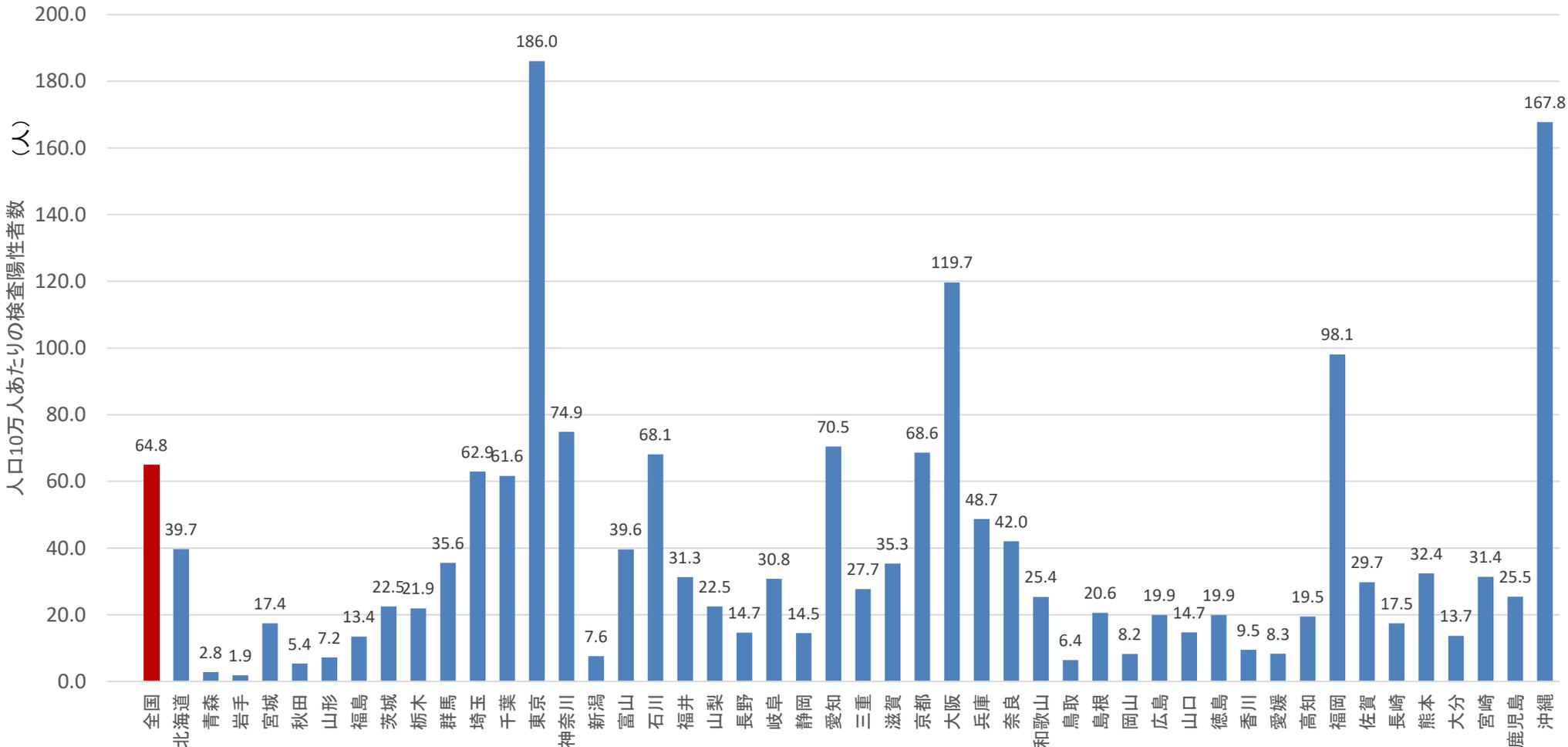


各都道府県別の新型コロナウイルスの感染状況

第27回地域医療構想に関するワーキンググループ
(令和2年10月21日) 資料

- 全国では人口10万人あたり累計64.8人の検査陽性者が発生した。
- 東京都が最も多く、人口10万人あたり186.0人であった。

1月～9月における各都道府県別人口10万人当たりの累計新型コロナ検査陽性者数



出典：「各都道府県の検査陽性者の状況（空港検疫、チャーター便案件を除く国内事例）」令和2年9月30日 24時時点
各都道府県の人口・・・住民基本台帳に基づく人口、人口動態及び世帯数（2020年1月1日現在）

新入院患者数、退院患者数、平均在院日数の前年と今年の比較（一般病床）

第27回地域医療構想に関するワーキンググループ
(令和2年10月21日) 資料

- 一般病床において、全国の新入院患者数・退院患者数ともに、前年同時期に比べて減少傾向。
一方、全国の平均在院日数は、前年同時期に比べて長期化傾向。

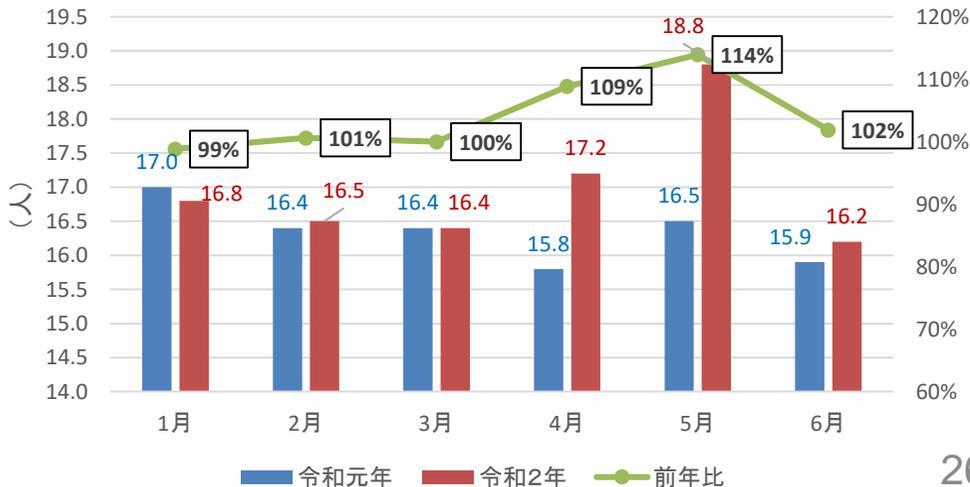
新入院患者数(一般病床)



退院患者数(一般病床)



平均在院日数(一般病床)



※引用：病院報告（月報）令和2年1月～6月と、令和元年1月～6月
 ※平均在院日数・・・(月間在院患者延数)÷1/2 {(月間新入院患者数)+
 (月間退院患者数)}
 ※新入院患者数・・・一ヶ月の間に新規に入院した患者数
 ※退院患者数・・・一ヶ月の間に退院した患者数

医療機関の病床規模等別における 新型コロナ患者受入可能医療機関及び受入実績を有する医療機関について

第27回地域医療構想に関するワーキンググループ
(令和2年10月21日) 資料

定義等

【G-MIS（新型コロナウイルス感染症医療機関等情報支援システム（Gathering Medical Information System on COVID-19））】

全国の医療機関（20病床以上を有する保険医療機関8,280カ所のうち、令和2年9月末時点で7,307医療機関が登録済）の稼働状況、病床や医療スタッフの状況、医療機器（人工呼吸器等）や医療資材（マスクや防護服等）の確保状況等を一元的に把握することにより、病院の稼働状況を広く知らせるほか、マスク等の物資の供給や患者搬送の調整に活用するなど必要な医療提供体制の確保に役立てているシステム。令和2年5月1日より運用開始（3月27日試運用開始）。

【新型コロナ患者受入可能医療機関】

G-MISで報告のあった医療機関について、新型コロナウイルス感染症患者の受入（入院患者の受入実績が1人以上あった場合は有）または受入可能（新型コロナウイルス感染患者受入可能な病床を1床以上としたことがあった場合は有）と報告した医療機関を受入可能医療機関とした。（令和2年9月末時点）

【新型コロナ患者受入医療機関】

G-MISで報告のあった医療機関について、新型コロナウイルス感染症患者の入院患者の受入実績が1人以上あった医療機関を受入ありとした。（令和2年9月末時点）

【病床機能報告】

医療法第30条の13に基づき、一般病床・療養病床を有する病院・有床診療所に義務づけられている報告。病床数、病床の機能、職員数等、医療体制整備に関する病院の状況について報告を求めている。（平成30年度病床機能報告をデータとして使用）

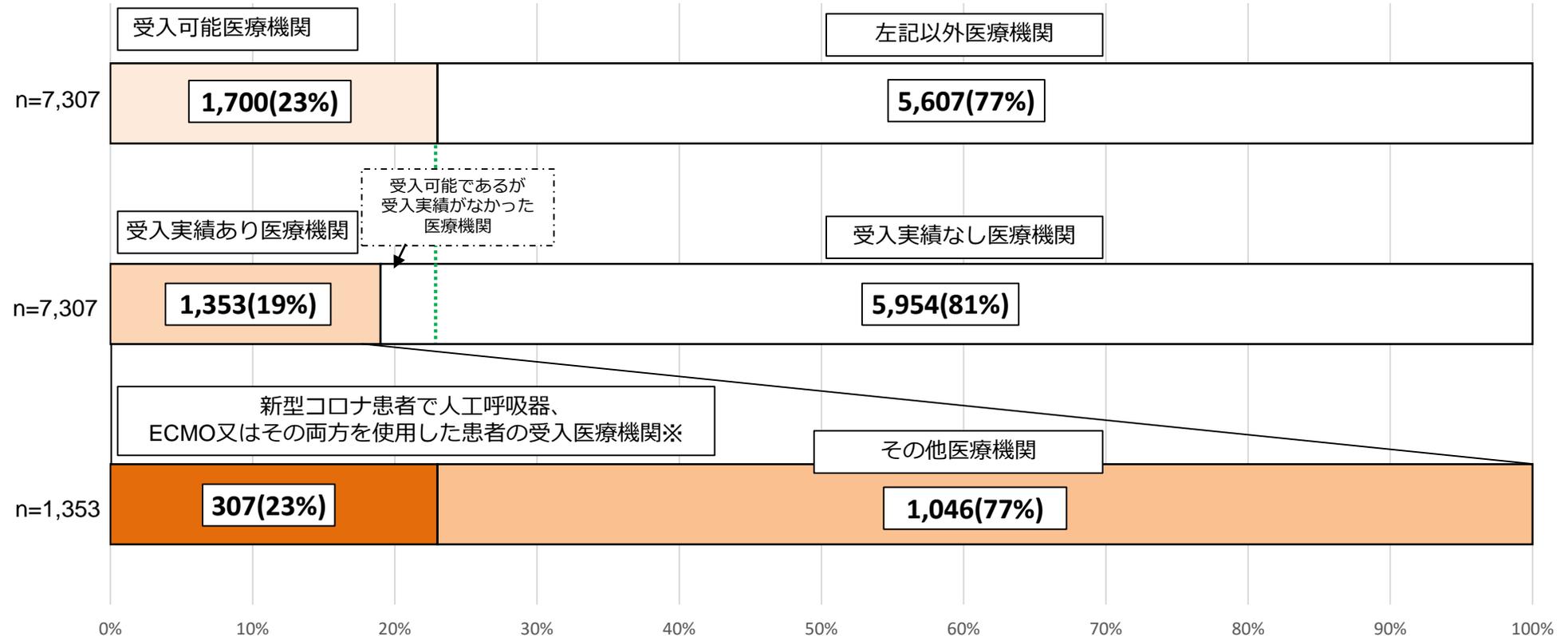
新型コロナ患者受入可能医療機関及び受入実績の有無について

第27回地域医療構想に関するワーキンググループ
(令和2年10月21日) 資料

- 全医療機関のうち、新型コロナ患者の受入可能医療機関の割合は23%、受入実績あり医療機関の割合は19%。
- 受入実績あり医療機関のうち、人工呼吸器、ECMO又はその両方を使用した患者の受入医療機関の割合は23%。

対象医療機関： G-MISで報告のあった全医療機関（7,307医療機関）

新型コロナ患者受入可能医療機関



※G-MISで「（入院中のうちECMO・人工呼吸器管理中）、（入院中のうち人工呼吸器管理中（ECMOなし））」のいずれかの新型コロナ患者が入院していた医療機関

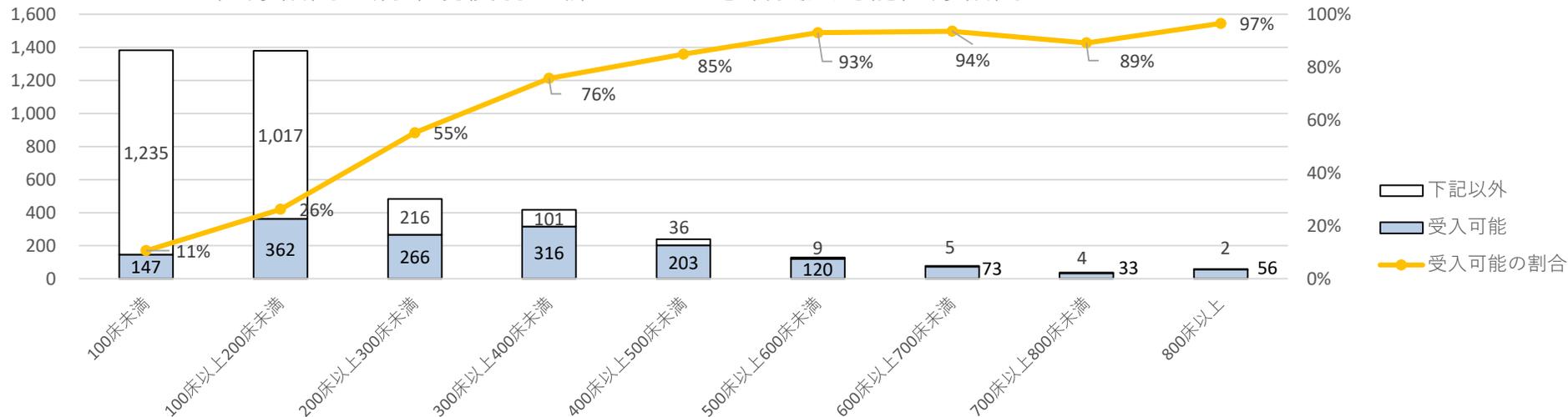
病床規模別の新型コロナ患者受入可能医療機関及び受入実績の有無について

第27回地域医療構想に関するワーキンググループ
(令和2年10月21日) 資料

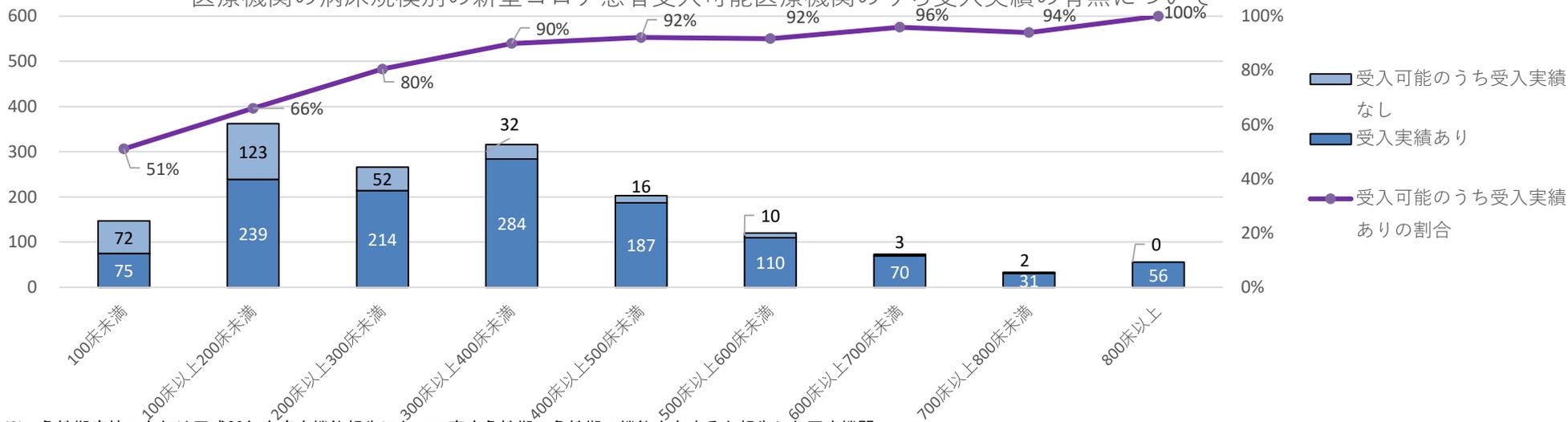
○ 医療機関の病床規模が大きいほど、新型コロナ患者の受入可能医療機関及び受入実績の割合も大きくなる傾向。100床未満の受入可能医療機関のうち半数以上が受け入れている。

対象医療機関：G-MISで報告のあった全医療機関のうち急性期病棟を有する医療機関（4201医療機関）

医療機関の病床規模別の新型コロナ患者受入可能医療機関



医療機関の病床規模別の新型コロナ患者受入可能医療機関のうち受入実績の有無について



※ 急性期病棟の有無は平成30年度病床機能報告において高度急性期・急性期の機能を有すると報告した医療機関。

※ 病床数：平成30年度病床機能報告における一般病床及び療養病床の許可病床数

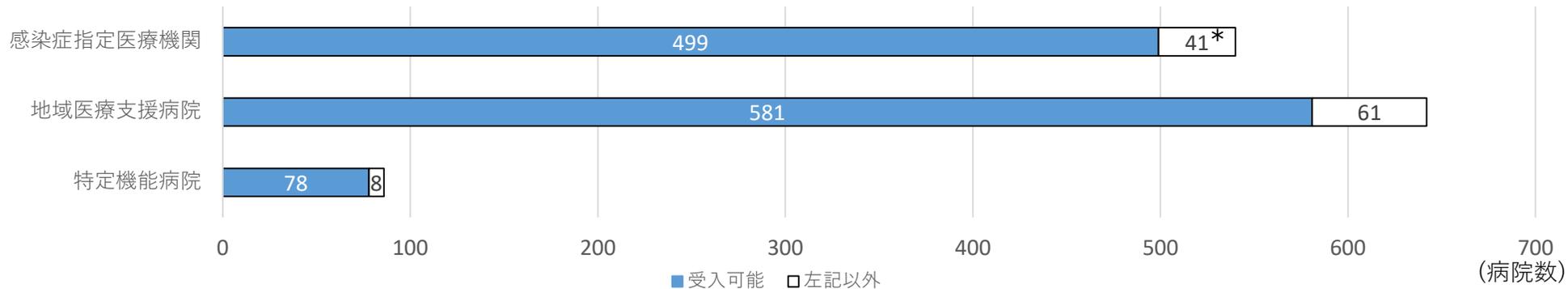
医療機関の機能別の新型コロナ患者受入可能医療機関について

第27回地域医療構想に関するワーキンググループ
(令和2年10月21日) 資料

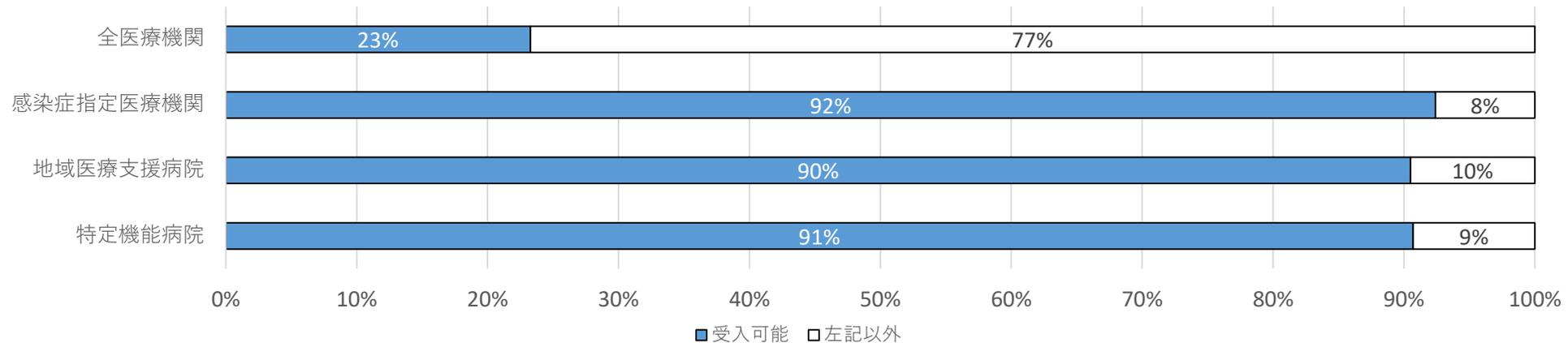
- 全医療機関のうち23%が、新型コロナ患者受入可能医療機関であった。
- 感染症指定医療機関のうち92%、地域医療支援病院のうち90%、特定機能病院のうち91%が、受入可能医療機関であった。

対象医療機関：
G-MISで報告のあった全医療機関（7,307医療機関）
うち感染症指定医療機関（540医療機関、報告率97%）
地域医療支援病院（642医療機関、報告率97%）
特定機能病院（86医療機関、報告率100%）

医療機関の機能別の新型コロナ患者受入可能医療機関



医療機関の機能別の新型コロナ患者受入可能医療機関の割合



※感染症指定医療機関・・・特定・第一種・第二種感染症指定医療機関、平成31年4月1日時点で551医療機関

*新型コロナ患者受入可能としていない感染症指定医療機関のほとんどは結核病床または結核モデル病床のみを持つ医療機関。

※地域医療支援病院・・・令和2年6月1日時点で649医療機関

※特定機能病院・・・令和2年4月1日時点で86医療機関

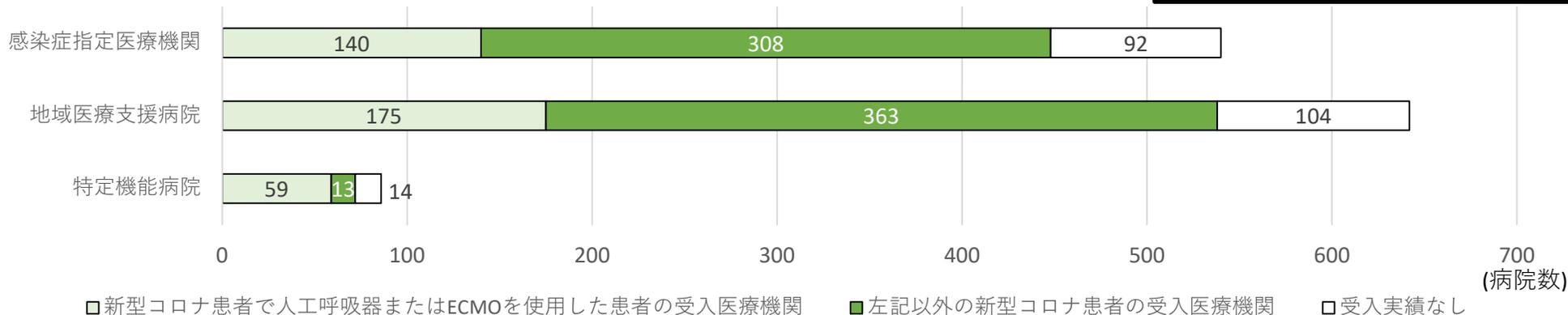
医療機関の機能別の新型コロナ患者受入実績の有無について

第27回地域医療構想に関するワーキンググループ
(令和2年10月21日) 資料

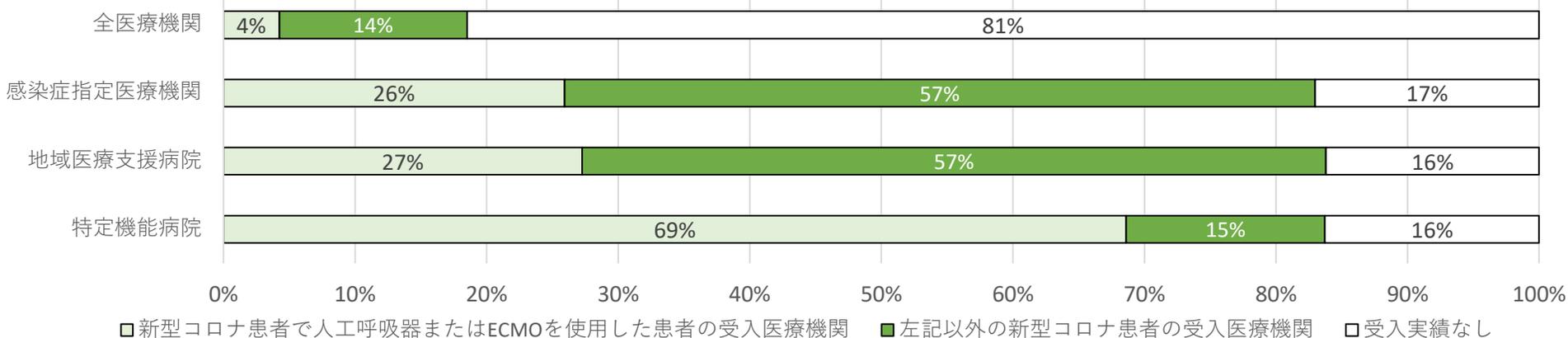
- 全医療機関のうち18%が、新型コロナ患者の受入実績がある医療機関であった。
- 感染症指定医療機関のうち83%、地域医療支援病院のうち84%、特定機能病院のうち84%が、受入実績あり医療機関であった。

対象医療機関：
G-MISで報告のあった全医療機関（7,307医療機関）
うち感染症指定医療機関（540医療機関、報告率97%）
地域医療支援病院（642医療機関、報告率97%）
特定機能病院（86医療機関、報告率100%）

医療機関の機能別の新型コロナ患者受入実績の有無



医療機関の機能別の新型コロナ患者の受入実績の有無の割合



※感染症指定医療機関・・・特定・第一種・第二種感染症指定医療機関、平成31年4月1日時点で551医療機関

※地域医療支援病院・・・令和2年6月1日時点で649医療機関

※特定機能病院・・・令和2年4月1日時点で86医療機関

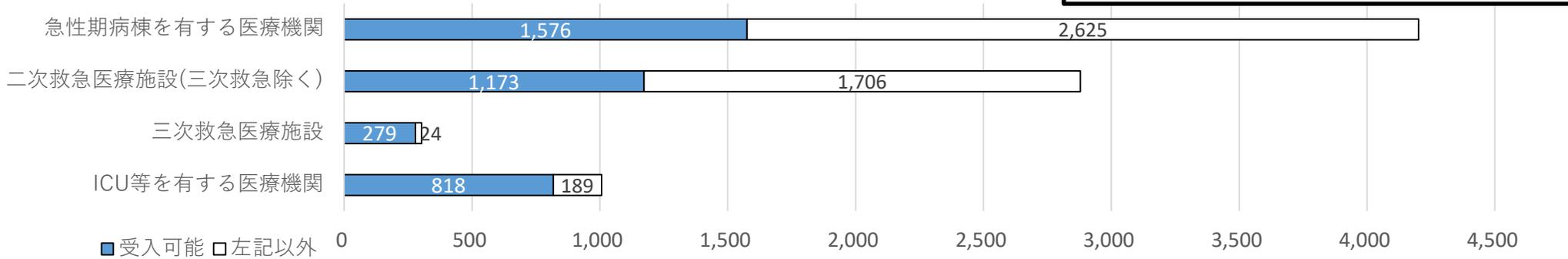
医療機関の機能別の新型コロナ患者受入可能医療機関について

第27回地域医療構想に関するワーキンググループ
(令和2年10月21日) 資料

○ 急性期病棟を有する医療機関のうち38%、二次救急医療施設（三次救急除く）のうち41%、三次救急医療施設のうち92%、ICU等を有する医療機関のうち81%が、新型コロナ患者の受入可能医療機関であった。

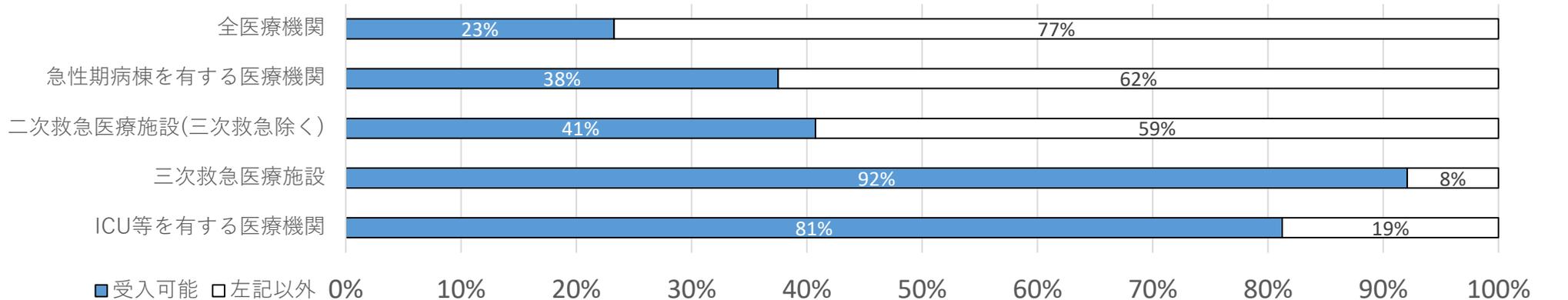
対象医療機関：
G-MISで報告のあった全医療機関（7,307医療機関）
うち急性期病棟を有する医療機関（4,201医療機関、報告率92%）
三次救急医療施設（303医療機関、報告率98%）
二次救急医療施設（2,879医療機関、報告率93%）
ICU等を有する医療機関（1,007医療機関、報告率96%）

医療機関の機能別の新型コロナ患者受入可能医療機関



医療機関の機能別の新型コロナ患者受入可能医療機関の割合

(病院数)



※ 急性期病棟の有無は平成30年度病床機能報告において高度急性期・急性期の機能を有すると報告した医療機関。
 ※ 三次救急医療施設は「重篤な救急患者の医療を確保することを目的として、都道府県知事が医療法に規定する医療計画等にもとづき救命救急センターとして指定した医療機関」（平成30年度病床機能報告）
 ※ 二次救急医療施設は三次救急医療施設でないものであって、「救急隊により搬送される傷病者に関する医療を担当する医療機関として、都道府県知事が医療法に規定する医療計画の内容等を勘案して必要と認定したもの。また、三次救急医療施設であって、都道府県の医療計画上、二次救急医療施設相当の病院群輪番制病院の指定を受けている場合も含む。」（平成30年度病床機能報告）
 ※ ICU等は平成30年度病床機能報告で特定集中治療室管理料の実績・救命救急入院料1、救命救急入院料2、救命救急入院料3、救命救急入院料4、特定集中治療室管理料1、特定集中治療室管理料2、特定集中治療室管理料3、特定集中治療室管理料4、総合周産期特定集中治療室管理料（母体・胎児）、総合周産期特定集中治療室管理料（新生児）、新生児特定集中治療室管理料1、新生児特定集中治療室管理料2、小児特定集中治療室管理料、ハイケアユニット入院医療管理料1、ハイケアユニット入院医療管理料2、脳卒中ケアユニット入院医療管理料、新生児治療回復室入院医療管理料を算定した実績がある医療機関

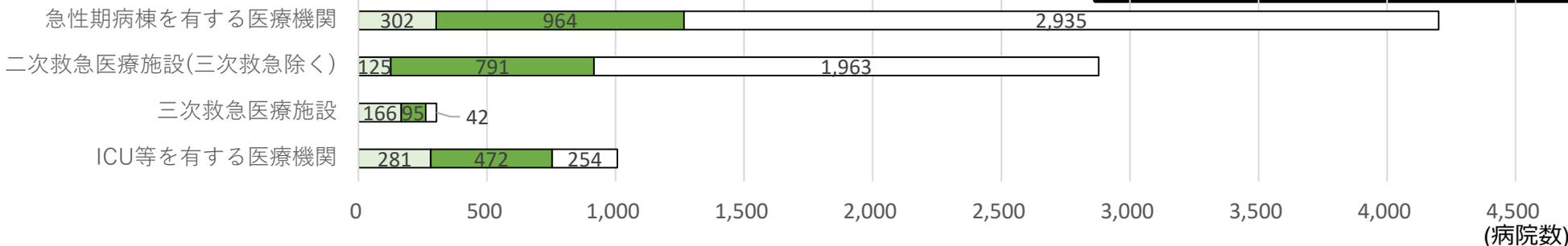
医療機関の機能別の新型コロナ患者受入実績の有無について

第27回地域医療構想に関するワーキンググループ
(令和2年10月21日) 資料

○ 急性期病棟を有する医療機関のうち30%、二次救急医療施設（三次救急除く）のうち31%、三次救急医療施設のうち86%、ICU等を有する医療機関のうち75%が、新型コロナ患者の受入実績あり医療機関であった。

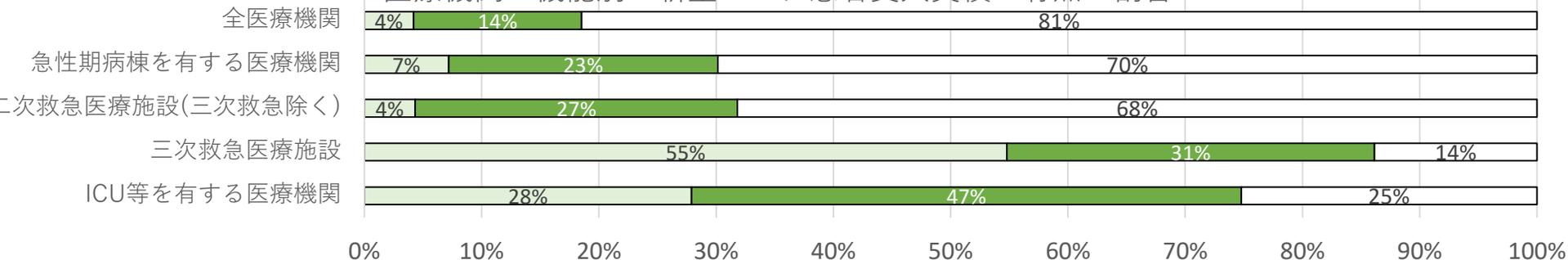
対象医療機関：
G-MISで報告のあった全医療機関（7,307医療機関）
うち急性期病棟を有する医療機関（4,201医療機関、報告率92%）
三次救急医療施設（303医療機関、報告率98%）
二次救急医療施設（2,879医療機関、報告率93%）
ICU等を有する医療機関（1,007医療機関、報告率96%）

医療機関の機能別の新型コロナ患者受入実績の有無



□ 新型コロナ患者で人工呼吸器またはECMOを使用した患者の受入医療機関 ■ 左記以外の新型コロナ患者の受入医療機関 □ 受入実績なし

医療機関の機能別の新型コロナ患者受入実績の有無の割合



□ 新型コロナ患者で人工呼吸器またはECMOを使用した患者の受入医療機関 ■ 左記以外の新型コロナ患者の受入医療機関 □ 受入実績なし

- ※ 急性期病棟の有無は平成30年度病床機能報告において高度急性期・急性期の機能を有すると報告した医療機関。
- ※ 三次救急医療施設は「重篤な救急患者の医療を確保することを目的として、都道府県知事が医療法に規定する医療計画等にもとづき救命救急センターとして指定した医療機関」（平成30年度病床機能報告）
- ※ 二次救急医療施設は三次救急医療施設でないものであって、「救急隊により搬送される傷病者に関する医療を担当する医療機関として、都道府県知事が医療法に規定する医療計画の内容等を勘案して必要と認定したもの。また、三次救急医療施設であって、都道府県の医療計画上、二次救急医療施設相当の病院群輪番制病院の指定を受けている場合も含む。」（平成30年度病床機能報告）
- ※ ICU等は平成30年度病床機能報告で特定集中治療室管理料の実績・救命救急入院料1、救命救急入院料2、救命救急入院料3、救命救急入院料4、特定集中治療室管理料1、特定集中治療室管理料2、特定集中治療室管理料3、特定集中治療室管理料4、総合周産期特定集中治療室管理料（母体・胎児）、総合周産期特定集中治療室管理料（新生児）、新生児特定集中治療室管理料1、新生児特定集中治療室管理料2、小児特定集中治療室管理料、ハイケアユニット入院医療管理料1、ハイケアユニット入院医療管理料2、脳卒中ケアユニット入院医療管理料、新生児治療回復室入院医療管理料を算定した実績がある医療機関

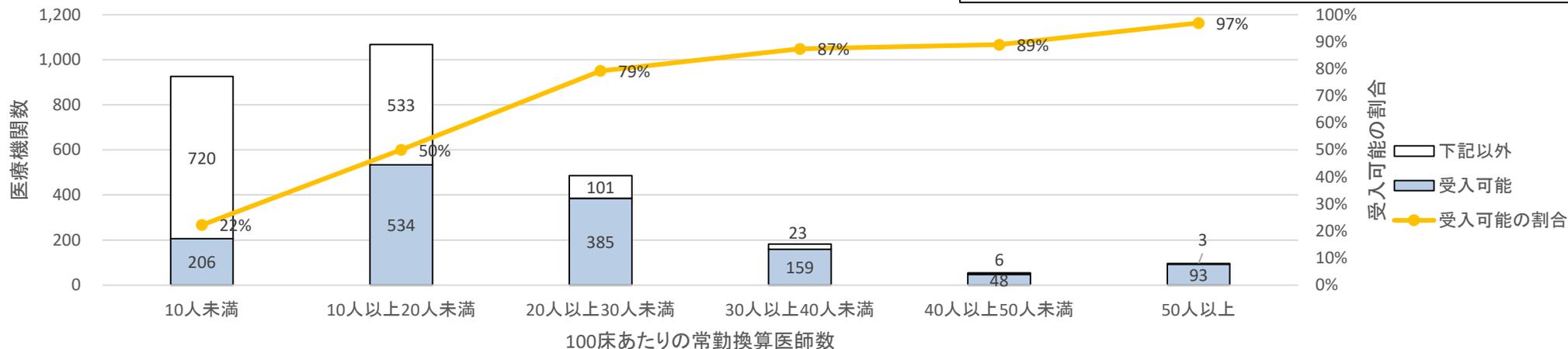
100床あたり常勤換算医師数別の新型コロナ患者の受入可能医療機関及び受入実績の有無について

第27回地域医療構想に関するワーキンググループ
(令和2年10月21日) 資料

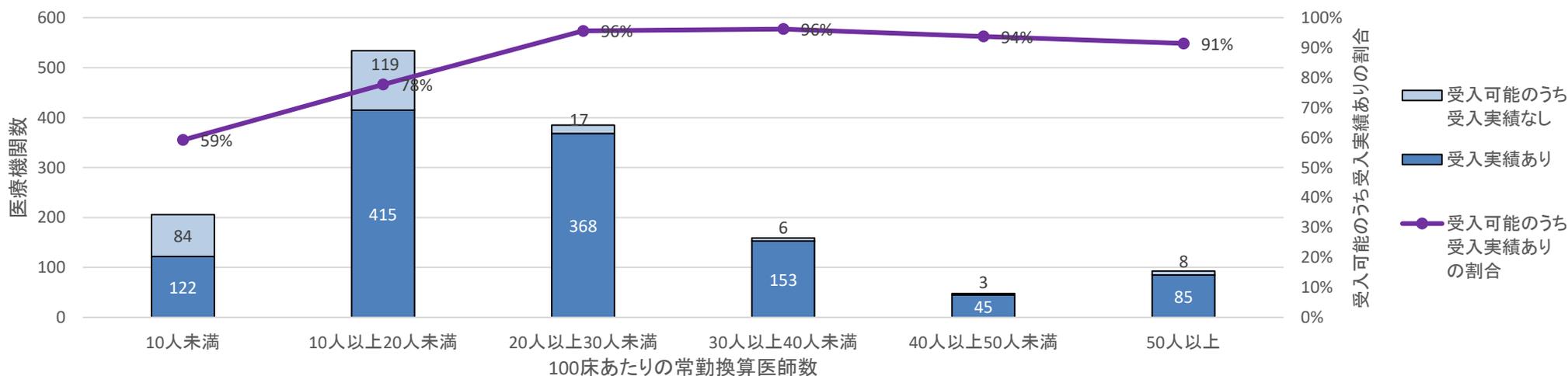
○ 100床あたり常勤換算医師数が多い医療機関ほど、新型コロナ患者受入可能医療機関の割合は大きくなる傾向。

対象医療機関：G-MISで報告のあった全医療機関のうち急性期病棟を有する医療機関から、100床未満の医療機関を除外した医療機関（2,811医療機関）

100床あたりの常勤換算医師数別の新型コロナ患者受入可能医療機関



100床のあたり常勤換算医師数別の新型コロナ患者受入可能医療機関のうちの受入実績の有無



※ 急性期病棟の有無は平成30年度病床機能報告において高度急性期・急性期の機能を有すると報告した医療機関。

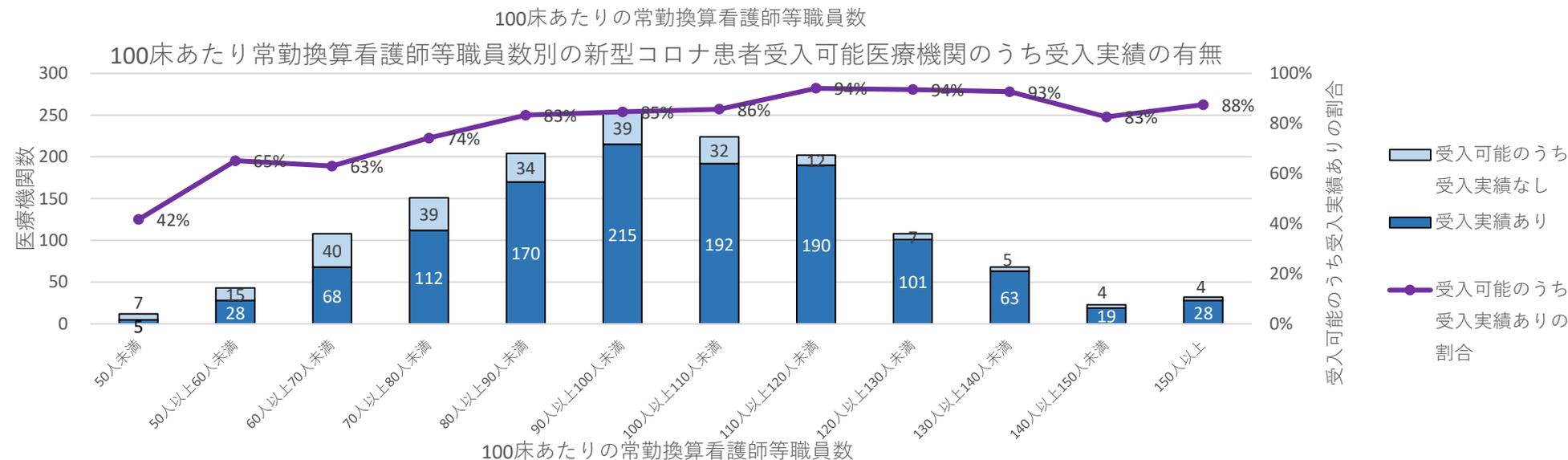
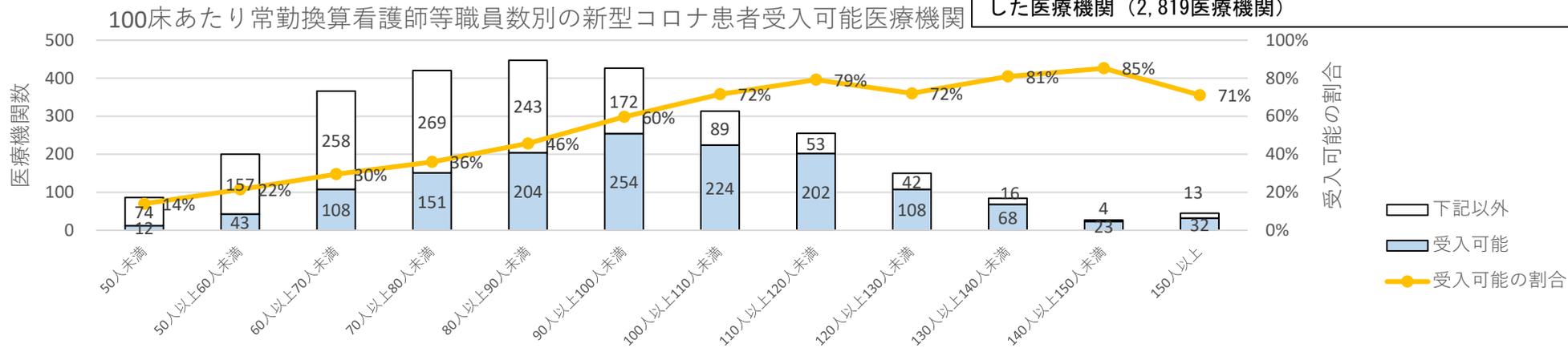
※ 常勤換算医師数、病床数(一般病床・療養病床の許可病床)は平成30年病床機能報告より引用。

100床あたり常勤換算看護師等職員数別の新型コロナ患者受入可能医療機関及び受入実績の有無について

第27回地域医療構想に関するワーキンググループ
(令和2年10月21日) 資料

○ 100床あたりの常勤換算看護師等職員数が多い医療機関ほど、新型コロナ患者の受入可能医療機関の割合は大きくなる傾向。

対象医療機関：G-MISで報告のあった全医療機関のうち急性期病棟を有する医療機関から、100床未満の医療機関を除外した医療機関（2,819医療機関）



※ 急性期病棟の有無は平成30年度病床機能報告において高度急性期・急性期の機能を有すると報告した医療機関。
 ※ 常勤換算看護師等職員数、病床数（一般病床及び療養病床の許可病床数）は平成30年病床機能報告より引用。
 ※ 看護師等職員は、看護師、准看護師、看護補助者。

4 感染症部会における議論について

1. 現状・課題

- 今般の新型コロナウイルス感染症の対応では、類似の感染症対応に関する知見がない中、感染症病床のほか、一般病床等でも多くの感染症患者を受け入れるなど、**広く一般の医療連携体制（役割分担・連携）にも大きな影響がある状況**。今後、今般の新型コロナウイルス感染症で得られた知見を踏まえ、**新興感染症等の感染拡大時に必要な対策が機動的に講じられるよう、基本的な事項についてあらかじめ地域で議論し、必要な準備を行うことが重要**。
- 感染症の医療提供体制の確保に関しては、**国が感染症法に基づき定める「基本指針」に即して、各都道府県において同法に基づき「予防計画」を策定し、感染症指定医療機関の整備や感染症患者の移送体制の確保等の取組が進められている**（※1）。
 - 一方、地域の医療提供体制の確保に関しては、**国が医療法に基づき定める「基本方針」に即して、各都道府県において同法に基づき「医療計画」を策定し、5疾病5事業**（※2）・在宅医療に関する医療連携体制構築等に向けた取組が進められている（※3）。医療法上、医療計画の策定過程では、都道府県は、医療関係者・有識者から構成される**「医療審議会」の意見を聴くこととされている**。
- ※1 予防計画には、次の事項を定めることとされている。
 - ① 地域の実情に応じた感染症の発生の予防及びまん延の防止のための施策に関する事項
 - ② 地域における感染症にかかる医療を提供する体制の確保に関する事項
 - ③ 緊急時における感染症の発生の予防及びまん延の防止並びに医療の提供のための施策に関する事項
- ※2 5疾病：がん、脳卒中、心筋梗塞等の心血管疾患、糖尿病、精神疾患
5事業：救急医療、災害時における医療、へき地の医療、周産期医療、小児医療（小児救急医療を含む）
- ※3 現行、医療法に基づく「基本方針」には感染症に関する記載は無い。また、「基本方針」を踏まえた技術的助言である「医療計画作成指針」（医政局長通知）では、5疾病5事業及び在宅医療のほか、都道府県における疾病等の状況に照らして特に必要と認める医療等について記載することとしており、その際、考慮する事項の一つとして「結核・感染症対策」（結核対策や感染症対策に係る各医療提供施設の役割、インフルエンザ・エイズ・肝炎などの取組）が挙げられているが、広く一般の医療連携体制にも大きな影響が及ぶような新興感染症等の感染拡大時における医療提供体制のあり方に関する記載はない。
- 今後、今般の新型コロナウイルス感染症のような**新興感染症等の感染拡大時に、広く一般の医療連携体制にも大きな影響が及ぶことを前提に、必要な対応が機動的に講じられるよう、予防計画と医療計画との間で整合性を確保しつつ、行政と医療関係者等が連携した取組を進めていく必要**。

2. 対応の方向性

- 新興感染症等の感染拡大時は、医療計画により整備される一般の医療連携体制にも大きな影響を及ぼす中、医療機関や行政など地域の幅広い関係者により必要な対応が機動的に講じられるよう、本部会の議論も踏まえ、社会保障審議会医療部会においても必要な取組について議論を進めるよう求めることとしてはどうか。

具体的には、**医療計画の記載事項に「新興感染症等の感染拡大時(※)における医療」を追加した上で、医療法に基づく「基本方針」等について、感染症法に基づく「基本指針」と整合性を図りつつ、医療計画においても必要な内容が記載されるよう見直しを行うこと等が考えられるのではないか。**

※ 国民の生命・健康に重大な影響を与えるおそれがある感染症（感染症法上の新型インフルエンザ等感染症、指定感染症、新感染症など）の全国的なまん延等であって、医療提供体制に重大な影響が及び事態。

<想定される記載事項(イメージ)>

【平時からの取組】

- ・ 感染症指定医療機関（感染症病床）等の整備
- ・ 医療機関における感染防護具等の備蓄
- ・ 感染管理の専門人材の育成（ICN等）
- ・ 院内感染対策の徹底
- ・ 医療機関におけるPCR検査等病原体検査の体制の整備

など

【感染拡大時の取組】

- ・ 一般病床等での感染症患者の受入れ体制の確保（感染拡大時の受入候補医療機関、救急医療など一般の医療連携体制への影響にも配慮した受入体制に係る協議の実施など）
- ・ 臨時の増床、臨時の医療施設や宿泊療養施設の開設
- ・ 感染拡大時の人材確保の取組（病院内の重点配置や病院間の派遣など）

など

※ 医療計画は、医療連携体制構築に向けた施策・目標を定め、体制整備を図ることを目的とした計画。有事の際の業務方法等を詳細に定める計画（業務計画・行動計画）とは性質を異にすることに留意。

- また、今般の新型コロナウイルス感染症対策は、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく基本的対処方針に従って進めているところ、当面は感染拡大防止等の取組を進めつつ、事態が収束した段階で、対策の評価と併せて、感染症法に基づく「基本指針」等の見直しについて検討を行うことが考えられるのではないか。

医療計画について

- 都道府県が、国の定める基本方針に即し、地域の実情に応じて、当該都道府県における医療提供体制の確保を図るために策定するもの。
- 医療資源の地域的偏在の是正と医療施設の連携を推進するため、昭和60年の医療法改正により導入され、都道府県の二次医療圏ごとの病床数の設定、病院の整備目標、医療従事者の確保等を記載。平成18年の医療法改正により、疾病・事業ごとの医療連携体制について記載されることとなり、平成26年の医療法改正により「地域医療構想」が記載されることとなった。その後、平成30年の医療法改正により、「医師確保計画」及び「外来医療計画」が位置付けられることとなった。

計画期間

- 6年間（現行の第7次医療計画の期間は2018年度～2023年度。中間年で必要な見直しを実施。）

記載事項(主なもの)

○ 医療圏の設定、基準病床数の算定

- ・ 病院の病床及び診療所の病床の整備を図るべき地域的単位として区分。

二次医療圏

335医療圏（令和2年4月現在）

【医療圏設定の考え方】

一般の入院に係る医療を提供することが相当である単位として設定。その際、以下の社会的条件を考慮。

- ・ 地理的条件等の自然的条件
- ・ 日常生活の需要の充足状況
- ・ 交通事情 等

- ・ 国の指針において、一定の人口規模及び一定の患者流入/流出割合に基づく、二次医療圏の設定の考え方を明示し、見直しを促進。

三次医療圏

52医療圏（令和2年4月現在）

※都道府県ごとに1つ（北海道のみ6医療圏）

【医療圏設定の考え方】

特殊な医療を提供する単位として設定。ただし、都道府県の区域が著しく広いことその他特別な事情があるときは、当該都道府県の区域内に二以上の区域を設定し、また、都道府県の境界周辺の地域における医療の需給の実情に応じ、二以上の都道府県にわたる区域を設定することができる。

○ 地域医療構想

- ・ 2025年の、高度急性期、急性期、回復期、慢性期の4機能ごとの医療需要と将来の病床数の必要量、在宅医療等の医療需要を推計。

○ 5疾病・5事業(※)及び在宅医療に関する事項

※ 5疾病…5つの疾病(がん、脳卒中、心筋梗塞等の心血管疾患、糖尿病、精神疾患)。

5事業…5つの事業(救急医療、災害時における医療、へき地の医療、周産期医療、小児医療(小児救急医療を含む。))。

- ・ 疾病又は事業ごとの医療資源・医療連携等に関する現状を把握し、課題の抽出、数値目標の設定、医療連携体制の構築のための具体的な施策等の策定を行い、その進捗状況等を評価し、見直しを行う(PDCAサイクルの推進)。

○ 医師の確保に関する事項

- ・ 三次・二次医療圏ごとに医師確保の方針、目標医師数、具体的な施策等を定めた「医師確保計画」の策定(3年ごとに計画を見直し)
- ・ 産科、小児科については、政策医療の観点からも必要性が高く、診療科と診療行為の対応も明らかにしやすいことから、個別に策定

○ 外来医療に係る医療提供体制の確保に関する事項

- ・ 外来医療機能に関する情報の可視化、協議の場の設置、医療機器の共同利用等を定めた「外来医療計画」の策定

基準病床数について(病床の種別ごとの算定方法)

- 都道府県は医療法第30条の4第2項第17号の規定に基づき、医療計画において、一般病床及び療養病床、精神病床、感染症病床、結核病床ごとに基準病床数を定めている。

病床種別	基準病床数の算定方法
一般病床 ・ 療養病床	<u>二次医療圏ごとに、医療法施行規則に定める全国一律の算定式により算定。</u>
精神病床	<u>都道府県の区域ごとに、医療法施行規則に定める全国一律の算定式により算定。</u>
感染症病床	<u>都道府県の区域ごとに、感染症法の規定により指定を受けている感染症指定医療機関(※)が有する感染症病床の合算値を基準として算定。</u>
結核病床	<u>都道府県の区域ごとに、結核の予防及び結核患者に対する適正な医療の提供を図るため必要な数を算定。(具体的な算定方法は「医療計画における結核病床の基準病床数の算定について」(平成17年7月19日健感発第0719001号厚生労働省健康局結核感染症課長通知)で規定。)</u>

※ 感染症法に規定する「特定感染症指定医療機関」、「第一種感染症指定医療機関」、「第二種感染症指定医療機関」に該当する医療機関。感染症法第9条に基づき厚生労働大臣が定める「感染症の予防の総合的な推進を図るための基本的な指針」等において、感染症指定医療機関の指定基準や施設基準が定められている。

● **特定感染症指定医療機関**

新感染症の所見がある者又は一類感染症、二類感染症若しくは新型インフルエンザ等感染症の患者の入院を担当させる医療機関として厚生労働大臣が指定する病院。全国に数箇所指定。

● **第一種感染症指定医療機関**

一類感染症、二類感染症又は新型インフルエンザ等感染症の患者の入院を担当させる医療機関として都道府県知事が指定する病院。
原則、都道府県に1箇所指定。

● **第二種感染症指定医療機関**

二類感染症又は新型インフルエンザ等感染症の患者の入院を担当させる医療機関として都道府県知事が指定する病院。
原則、二次医療圏に1箇所指定。

5疾病の考え方

- ・広範かつ継続的な医療の提供が必要と認められる疾病（医療法第30条の4第2項第4号）

具体的な考え方

- ・患者数が多く国民に広く関わるもの
- ・死亡者数が多いなど政策的に重点が置かれるもの
- ・症状の経過に基づくきめ細やかな対応が必要なもの
- ・医療機関の機能に応じた対応や連携が必要なもの

5事業〔救急医療等確保事業〕の考え方

- ・医療の確保に必要な事業（「救急医療等確保事業」（医療法第30条の4第2項第5号）

具体的な考え方

- ・医療を取り巻く情勢から政策的に推進すべき医療
- ・医療体制の構築が、患者や住民を安心して医療を受けられるようになるもの

※ なお、このような考え方から、それぞれの疾病及び事業について、医療計画作成指針では次のことを記載することとしている。

- ①患者動向、医療の現状把握
 - ②必要となる医療機能
 - ③数値目標の設定、必要な施策
 - ④各医療機能を担う医療機関等の名称 等
- （平成29年3月31日付け 医政発0331第57号）

- 都道府県は、感染症法第10条に基づき、国が定める感染症の予防の総合的な推進を図るための基本的な指針(基本指針)に則して、感染症の予防のための施策の実施に関する計画(予防計画)を定めることとされている。

【感染症法第9条第1項】

厚生労働大臣は基本指針を定めなければならない。

【感染症法第10条第1項】

都道府県は、基本指針に則して、予防計画を定めなければならない。

基本指針【告示】

- 基本指針は、次に掲げる事項について定めることとされている。
(感染症法第9条第2項)

- 1 感染症の予防の推進の基本的な方向
- 2 感染症の発生の予防のための施策に関する事項
- 3 感染症のまん延の防止のための施策に関する事項
- 4 感染症にかかる医療を提供する体制の確保に関する事項
- 5 感染症及び病原体等に関する調査及び研究に関する事項
- 6 感染症にかかる医療のための医薬品の研究開発の推進に関する事項
- 7 病原体等の検査の実施体制及び検査能力の向上に関する事項
- 8 感染症の予防に関する人材の養成に関する事項
- 9 感染症に関する啓発及び知識の普及並びに感染症の患者等の人権の尊重に関する事項
- 10 特定病原体等を適正に取り扱う体制の確保に関する事項
- 11 緊急時における感染症の発生の予防及びまん延の防止並びに医療の提供のための施策(国と地方公共団体及び地方公共団体相互間の連絡体制の確保を含む。)に関する事項
- 12 その他感染症の予防の推進に関する重要事項

基本指針で定める事項(※)

※ 基本指針で定める事項のうち1～11の事項については、指針の中で、予防計画を策定する際の留意点が示されている。

- 基本指針は、施行後の状況変化等に的確に対応する必要があること等から、少なくとも5年ごとに再検討を加え、必要があると認めるときは変更する。

予防計画

- 予防計画は、次に掲げる事項について定めることとされている。
(感染症法第10条第2項)

- 1 地域の実情に即した感染症の発生の予防及びまん延の防止のための施策に関する事項

【規定が望ましい事項(基本指針より抜粋)】

- ・ 感染症発生動向調査のための体制の構築に関する事項
- ・ 都道府県等における保健所及び地方衛生研究所の役割分担及び両者の連携に関する事項
- ・ 対人措置及び対物措置を実施する際の留意点や関係各機関の連携に関する事項
- ・ 積極的疫学調査のための体制の構築に関する事項
- ・ 新感染症の発生時の対応に関する事項 等

- 2 地域における感染症に係る医療を提供する体制の確保に関する事項

【規定が望ましい事項(基本指針より抜粋)】

- ・ 第一種、第二種感染症指定医療機関の整備目標に関する事項
- ・ 感染症の患者の移送体制に関する事項
- ・ 医薬品の備蓄又は確保に関する事項
- ・ 平時及び患者発生後の対応時における一般の医療機関における感染症の患者に対する医療の提供に関する事項 等

- 3 緊急時における感染症の発生の予防及びまん延の防止並びに医療の提供のための施策(国との連携及び地方公共団体相互間の連絡体制の確保を含む。)に関する事項

【規定が望ましい事項(基本指針より抜粋)】

- ・ 感染症のまん延を防止するため必要な情報の収集、分析及び公表に関する事項
- ・ 緊急時における初動措置の実施体制の確立に関する事項 等

- 予防計画は、基本指針が変更された場合には再検討を加え、必要があると認めるときは変更する。(都道府県が予防計画の実施状況に関する調査、分析及び評価を行い、必要があると認めるときも同様。)

●感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）（抄）

（基本指針）

第九条 **厚生労働大臣は、感染症の予防の総合的な推進を図るための基本的な指針（以下「基本指針」という。）を定めなければならない。**

2 基本指針は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- 一 感染症の予防の推進の基本的な方向
 - 二 感染症の発生の予防のための施策に関する事項
 - 三 感染症のまん延の防止のための施策に関する事項
 - 四 感染症に係る医療を提供する体制の確保に関する事項
 - 五 感染症及び病原体等に関する調査及び研究に関する事項
 - 六 感染症に係る医療のための医薬品の研究開発の推進に関する事項
 - 七 病原体等の検査の実施体制及び検査能力の向上に関する事項
 - 八 感染症の予防に関する人材の養成に関する事項
 - 九 感染症に関する啓発及び知識の普及並びに感染症の患者等の人権の尊重に関する事項
 - 十 特定病原体等を適正に取り扱う体制の確保に関する事項
 - 十一 緊急時における感染症の発生の予防及びまん延の防止並びに医療の提供のための施策（国と地方公共団体及び地方公共団体相互間の連絡体制の確保を含む。）に関する事項
 - 十二 その他感染症の予防の推進に関する重要事項
- 3 厚生労働大臣は、感染症の予防に関する施策の効果に関する評価を踏まえ、少なくとも五年ごとに基本指針に再検討を加え、必要があると認めるときは、これを変更するものとする。
- 4 厚生労働大臣は、基本指針を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議するとともに、厚生科学審議会の意見を聴かななければならない。
- 5 厚生労働大臣は、基本指針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

（予防計画）

第十条 **都道府県は、基本指針に即して、感染症の予防のための施策の実施に関する計画（以下この条において「予防計画」という。）を定めなければならない。**

2 予防計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- 一 地域の実情に即した感染症の発生の予防及びまん延の防止のための施策に関する事項
 - 二 地域における感染症に係る医療を提供する体制の確保に関する事項
 - 三 緊急時における感染症の発生の予防及びまん延の防止並びに医療の提供のための施策（国との連携及び地方公共団体相互間の連絡体制の確保を含む。）に関する事項
- 3 予防計画においては、前項各号に掲げる事項のほか、感染症に関する研究の推進、人材の養成及び知識の普及について定めるよう努めるものとする。
- 4 都道府県は、基本指針が変更された場合には、予防計画に再検討を加え、必要があると認めるときは、これを変更するものとする。都道府県が予防計画の実施状況に関する調査、分析及び評価を行い、必要があると認めるときも、同様とする。
- 5 都道府県は、予防計画を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、市町村及び診療に関する学識経験者の団体の意見を聴かななければならない。
- 6 都道府県は、予防計画を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを厚生労働大臣に提出しなければならない。

●医療法（昭和23年法律第205号）（抄）

第三十条の三 厚生労働大臣は、地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律（平成元年法律第六十四号）第三条第一項に規定する総合確保方針に即して、良質かつ適切な医療を効率的に提供する体制（以下「医療提供体制」という。）の確保を図るための基本的な方針（以下「基本方針」という。）を定めるものとする。

2 基本方針においては、次に掲げる事項について定めるものとする。

- 一 医療提供体制の確保のため講じようとする施策の基本となるべき事項
- 二 医療提供体制の確保に関する調査及び研究に関する基本的な事項
- 三 医療提供体制の確保に係る目標に関する事項
- 四 医療提供施設相互間の機能の分担及び業務の連携並びに医療を受ける者に対する医療提供施設の機能に関する情報の提供の推進に関する基本的な事項
- 五 第三十条の四第二項第七号に規定する地域医療構想に関する基本的な事項
- 六 地域における病床の機能（病院又は診療所の病床において提供する患者の病状に応じた医療の内容をいう。以下同じ。）の分化及び連携並びに医療を受ける者に対する病床の機能に関する情報の提供の推進に関する基本的な事項
- 七 外来医療に係る医療提供体制の確保に関する基本的な事項
- 八 医師の確保に関する基本的な事項
- 九 医療従事者（医師を除く。）の確保に関する基本的な事項
- 十 第三十条の四第一項に規定する医療計画の作成及び医療計画に基づく事業の実施状況の評価に関する基本的な事項
- 十一 その他医療提供体制の確保に関する重要事項

3 厚生労働大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表するものとする。

第三十条の三の二 厚生労働大臣は、前条第二項第五号又は第六号に掲げる事項を定め、又はこれを変更するために必要があると認めるときは、都道府県知事又は第三十条の十三第一項に規定する病床機能報告対象病院等の開設者若しくは管理者に対し、厚生労働省令で定めるところにより、同項の規定による報告の内容その他の必要な情報の提供を求めることができる。

第三十条の四 都道府県は、基本方針に即して、かつ、地域の実情に応じて、当該都道府県における医療提供体制の確保を図るための計画（以下「医療計画」という。）を定めるものとする。

2 医療計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 都道府県において達成すべき第四号及び第五号の事業並びに居宅等における医療の確保の目標に関する事項
- 二 第四号及び第五号の事業並びに居宅等における医療の確保に係る医療連携体制（医療提供施設相互間の機能の分担及び業務の連携を確保するための体制をいう。以下同じ。）に関する事項
- 三 医療連携体制における医療提供施設の機能に関する情報の提供の推進に関する事項
- 四 生活習慣病その他の国民の健康の保持を図るために特に広範かつ継続的な医療の提供が必要と認められる疾病として厚生労働省令で定めるものの治療又は予防に係る事業に関する事項
- 五 次に掲げる医療の確保に必要な事業（以下「救急医療等確保事業」という。）に関する事項（ハに掲げる医療については、その確保が必要な場合に限る。）
 - イ 救急医療
 - ロ 災害時における医療
 - ハ へき地の医療
 - ニ 周産期医療
 - ホ 小児医療（小児救急医療を含む。）
 - ヘ イからホまでに掲げるもののほか、都道府県知事が当該都道府県における疾病の発生の状況等に照らして特に必要と認める医療

（次頁へ続く）

●医療法（昭和23年法律第205号）（抄）

六 居宅等における医療の確保に関する事項

七 地域における病床の機能の分化及び連携を推進するための基準として厚生労働省令で定める基準に従い定める区域（以下「構想区域」という。）における次に掲げる事項を含む将来の医療提供体制に関する構想（以下「地域医療構想」という。）に関する事項

イ 構想区域における厚生労働省令で定めるところにより算定された第三十条の十三第一項に規定する病床の機能区分ごとの将来の病床数の必要量（以下単に「将来の病床数の必要量」という。）

ロ イに掲げるもののほか、構想区域における病床の機能の分化及び連携の推進のために必要なものとして厚生労働省令で定める事項

八 地域医療構想の達成に向けた病床の機能の分化及び連携の推進に関する事項

九 病床の機能に関する情報の提供の推進に関する事項

十 外来医療に係る医療提供体制の確保に関する事項

十一 医師の確保に関する次に掲げる事項

イ 第十四号及び第十五号に規定する区域における医師の確保の方針

ロ 厚生労働省令で定める方法により算定された第十四号に規定する区域における医師の数に関する指標を踏まえて定める同号に規定する区域において確保すべき医師の数の目標

ハ 厚生労働省令で定める方法により算定された第十五号に規定する区域における医師の数に関する指標を踏まえて定める同号に規定する区域において確保すべき医師の数の目標

ニ ロ及びハに掲げる目標の達成に向けた医師の派遣その他の医師の確保に関する施策

十二 医療従事者（医師を除く。）の確保に関する事項

十三 医療の安全の確保に関する事項

十四 主として病院の病床（次号に規定する病床並びに精神病床、感染症病床及び結核病床を除く。）及び診療所の病床の整備を図るべき地域的単位として区分する区域の設定に関する事項

十五 ニ以上の前号に規定する区域を併せた区域であつて、主として厚生労働省令で定める特殊な医療を提供する病院の療養病床又は一般病床であつて当該医療に係るものの整備を図るべき地域的単位としての区域の設定に関する事項

十六 第六項及び第七項に規定する区域を定めた場合には、当該区域の設定に関する事項

十七 療養病床及び一般病床に係る基準病床数、精神病床に係る基準病床数、感染症病床に係る基準病床数並びに結核病床に係る基準病床数に関する事項

3～18（略）

平時の入院医療体制を想定した「地域医療構想」に関し、新興・再興感染症対応の内容を踏まえつつ、今後の取組についてどのように考えるか。

1. 感染拡大時の受入体制確保についてどのように考えるか
2. 公立・公的医療機関等に対する「具体的対応方針の再検証」などの取組にどのような影響があるか
3. 今後の人口構造の変化を踏まえ、どのような工程で議論・取組を進めていくか

1. 感染拡大時の受入体制確保の在り方

- 地域医療構想は、**中長期的な取組**として、将来の医療需要を見据えた病床機能の分化・連携を目指すもの。一方で、新興・再興感染症の感染拡大時には、**短期的な医療需要が発生**する可能性があり、これに適切に対応する観点も必要。
- 感染症患者の受入体制を確保するためには、**病床・スペースや医療機器等、必要な資質を備えた人材等**を確保しつつ、新興・再興感染症以外の医療連携体制（救急医療等）への影響を考慮の上、医療機関の間で役割分担・連携を進める必要。
新興・再興感染症の感染拡大時に、機動的に、必要な物的・人的資源の確保を進めるため、**平時からの備えとしての取組や感染拡大時の取組として、どのような取組が必要か。**

- ※ 今般の新型コロナウイルス感染症への対応では、感染症指定医療機関（感染症病床）における受入れのほか、以下のような取組を実施。
 - ・ 感染症指定医療機関以外の医療機関（一般病床）において感染症患者を受け入れ。
 - ・ 病床過剰地域において感染症対応の病院の開設や増床を行う際の手続を簡素化。
 - ・ 新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく「緊急事態宣言」下においては、「臨時の医療施設」の開設が可能。
 - ・ 宿泊施設を活用した療養（宿泊療養）により軽症者に対応

- 「地域医療構想」を進めていくに当たり、その基本的な考え方や枠組みに関し、**新興・再興感染症の感染拡大に備えた取組を踏まえてどのような点に留意が必要か。**

2. 公立・公的医療機関等に対する「具体的対応方針の再検証」などの取組への影響

- 地域医療構想の実現に向け、各地域の地域医療構想調整会議における議論の活性化を図るため、本年1月17日付けで、公立・公的医療機関等の高度急性期・急性期機能に着目した診療実績データの分析を行うとともに、一定の基準に合致した公立・公的医療機関等に対し、具体的対応方針の再検証を要請。
本年8月31日付けで、再検証等の期限を含め、地域医療構想に関する取組の進め方については、厚生労働省において改めて整理・提示する旨を示したところ。
 - ※ 「具体的対応方針の再検証」のほか、国による助言や集中的な支援を行う「重点支援区域」として計9道県12区域を選定（本年1月・8月）し、重点的な支援を進めるとともに、今年度、病床削減や病院統合に伴う財政支援として「病床機能再編支援補助金」を創設。
- 地域医療構想は、**中長期的な取組**として、将来の医療需要を見据えた病床機能の分化・連携を目指すもの。一方で、新興・再興感染症の感染拡大時に**短期的な医療需要が発生**した際、これに適切に対応する観点も必要。
- 「地域医療構想」の実現に向けた「具体的対応方針の再検証」などの取組を進めていくに当たり、**新型コロナウイルス感染症への対応状況や新興・再興感染症の感染拡大に備えた取組の検討状況を踏まえ、どのような点に留意・配慮が必要か。**

3. 今後の人口構造の変化を踏まえた工程

- 「経済財政運営と改革の基本方針2019」（令和元年6月21日閣議決定）では、公立・公的医療機関等に対して具体的対応方針の再検証を求めるとともに、民間医療機関についても、地域医療構想の実現に沿ったものとなるよう対応方針の策定を改めて求め、地域医療構想調整会議における議論を促すこととされているところ。
- 「経済財政運営と改革の基本方針2020」（令和2年7月17日閣議決定）では、「感染症への対応の視点も含めて、質が高く効率的で持続可能な医療提供体制の整備を進めるため、可能な限り早期に工程の具体化を図る」とされたところ。
- 地域医療構想の前提である2025年や、その先も続く人口構造の変化を見据え、新型コロナウイルス感染症への対応状況や新興・再興感染症の感染拡大に備えた取組の検討状況を踏まえ、**今後の議論・取組の工程についてどのように考えるか。**

第27回地域医療構想に関するWG (10/21)における主なご意見について①

地域医療構想に関するワーキンググループ
事務局とりまとめ案（未定稿）

(議論の前提)

- 新興・再興感染症というのは今般のコロナだけではない。未知のものへの対応が必要。
- 新興・再興感染症の流行規模や流行拡大速度等をどの程度で想定するかで議論が変わってくる。今後起こり得る様々な感染症流行に対応できるようにすべきといった点も含め、議論の前提を整理する必要。

(感染拡大時の受入体制確保について)

- 新興・再興感染症には、余裕がないと対応できない。今般のコロナ対応では、一般病棟を休ませて人員・スペースを確保した実態があるが、常に高度急性期・急性期の患者で満杯の状況では、患者の移動や病室の確保ができず、人的配置などが足りなくなってしまう。このような余裕をどの程度の範囲で収めて、中長期的な人口減や病床必要量と整合性を確保していくかということが今後の課題。
- 平時から感染症対応のために病床を確保しておくとする、効率的には難しい部分が出てくる。感染症対応に迅速に転換できるような柔軟な医療体制を作っていくということではないか。
- 重症例をどのように受け入れるかが最大の問題。感染症患者対応のためにICUを止めると、救急対応と手術ができなくなる。いかにICUを確保するか、それ以外の病床を使うのであればどのように機能を確保するかということが重要。ICUの確保には資源が必要であり、余力をどう持つか、議論が難しい部分。
- 全国自治体病院協議会で第一波のアンケートを行った中では、重症患者を一番診ているのは、ICUではなく一般病床であった。いずれにしても、設備や人材がいらない中では対応できない。事前に考えておく必要。
- 疑い症例への対応が難しい。感染症患者の病棟にも一般病棟にも入れることができず、結局個室に入れるしかない。重症例の疑い症例への対応も難しい。議論に当たって留意しておく必要。
- 感染症対応を行っている病院に、他の病院から医療従事者が支援に来て、感染症対応を行っている病院の医療従事者を感染症対応に重点化するというような連携も重要。また、感染症対応を行うため、入院患者を他の病院にお願いするというような連携体制も考えていく必要。
- 感染症患者の受入れに一般病床を多く使うということは、一般医療を圧迫するという。一般医療をどれだけ制限できるか、制限した病院の患者をどの病院が受けるか、ということは医療法において議論する必要。
- 新興・再興感染症は、感染症病床だけではとても対応できない。予防計画の見直しや医療計画の疾病・事業にどのように位置付けていくか、ということが非常に重要。
- 医療資源の少ない地域において、一般医療の確保と感染症拡大時における病床確保のバランスをどのように取るかが大きな課題であり、こうした地域にも配慮した視点が必要。

（感染拡大時の受入体制確保について） ※続き

- 地域医療構想の病床必要量は、感染症等を対象としておらず、健康危機管理時における病床のバッファを想定していない。今後、具体的な議論を進める上で、仮に病床必要量に感染症病床や新型コロナで対応している病床を反映させるとした場合の課題、仮に病床機能報告にも反映させるとした場合の課題を含めて整理が必要。
- 地域医療構想は、あくまで将来の医療需要を見据えた病床機能の分化・連携を構築することが目的。重要なのは、平時の医療需要に対応した医療資源の適正配置を維持しつつも、今般のような有事に迅速かつ冷静に対処できるような体制をあらかじめ準備しておくこと。
新興・再興感染症への対応は、都道府県が策定する医療計画と予防計画を平仄を合わせながらしっかりと作って、その中で担保していくことを確認しながら、地域医療構想は粛々と進めていくことが必要。
- 比較的大規模の医療機関や医療従事者の多い医療機関において受入可能となっている。最終的には地域の協議で決めることになるが、地域医療構想による再編・統合を通じて、各医療圏の中核となる医療機関を明確化するということは、結果的には、感染症対応にも寄与するのではないか。
- 地域医療構想は、平時の基本的な体制を整えて、その中でどのような役割分担をしていくかということ。感染拡大という特殊な有事の状況に関しては、それに向けた特殊な対応をすべき。

（公立・公的医療機関等に対する「具体的対応方針の再検証」等の取組への影響）

- 自治体病院の6割は、人口30万人以下の比較的小規模な圏域に存在。こうした圏域を中心に患者を受け入れたというのはリーズナブル。一方、民間の医療機関が、100万人以上の圏域で多く患者を受け入れていただいた。この間、公立・公的等・民間が、それぞれ対応可能な範囲で頑張ったということ。
- 具体的対応方針の再検証が必要な公立・公的医療機関が公表されたが、その中には、感染症指定医療機関など今般のコロナ対応を行っている医療機関が多く含まれている。地域医療構想調整会議からは、こうした感染症医療を担っている公立・公的医療機関の役割をどう位置付けるのか、今般のコロナ対応で担った役割をきちんと反映させるべきではないのか、といった意見も挙がっている。
調整会議を主催する都道府県としては、国が示す限られた期間の中で一定の結論を得なければならない。各地域で建設的な議論が進むような論点整理をお願いしたい。
- 中長期的には人口も減少する中、平時の医療の在り方は当然考えていかなければならない。再検証対象医療機関は、それはそれで見直していかなければならない。ただ、再検証に当たっての分析は、急性期の比較的高度な指標をもって判断されたものであり、圏域ごとに、病院の在り方や必要性について議論していくことも非常に重要。

（今後の工程について）

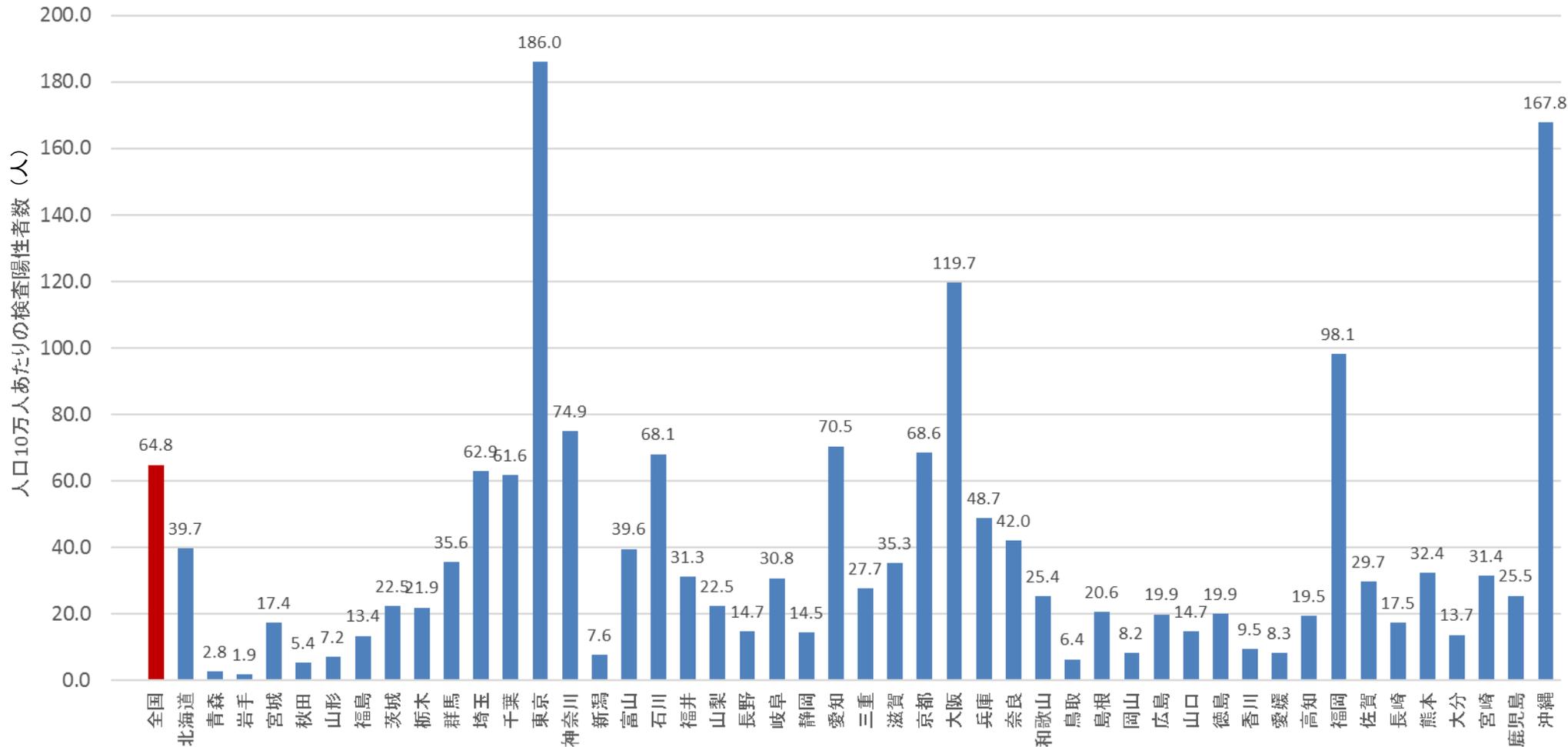
- 新型コロナが収束していない状況下で、特に再検証の期限を再提示するというのは非常に難しい課題だと思うが、このまま足踏みしていても、医療需要の減少はますます加速・進行する。当面の目標である2025年という残された時間を踏まえれば、一歩踏み出して、新たな工程を作り、具体化に向けた検討を再開すべきではないか。
重点支援区域では一定の結論が出た区域も出たと聞いている。ウィズコロナという観点で、地域医療構想について再開してはどうか。期限を全く示さず、現場の自主的な議論に委ねても進捗するとは思えない。再検証の具体的な期限を提示していく方法で検討してはどうか。
- 再検証を要請された公立・公的医療機関以外の民間医療機関についても、地域医療構想は共通の課題。こういったことを進めていくためにも、このワーキンググループの中で、いつ、どのように進めていくのかという結論を得ていくべきではないか。
- 人口減で病床を減らさなければならないという区域もあり、また、重点支援区域のような地域も話し合いが進んでいるので、新興・再興感染症対応の結論が出てからではおそらく間に合わない。感染症対応と地域医療構想とをうまく整理しながら進めていく必要がある。
- 民間医療機関の中には、今般のコロナによって大きく方向性を変えてしまうという可能性。民間医療機関の機能が大きく変化することも十分に視野に入れながら、少し時間をかけて検討した方がいいのではないか。
- 現在、コロナ対応でバタバタしている中、再検証について近い将来で期限を切られてしまうと、将来の体制について腹を割った話し合いができるかというとなかなか難しいこともあるのではないか。ある程度、感染症に対する対応に目途がついたということ踏まえてから、じっくりと話し合ってもよいのではないか。
- 今般のコロナ対応の問題で一定程度のところまで結論がみえて、再検証する時期が来ないと、地域医療構想との関係を議論するのは非常に難しいと思う。
- 現在、実際にコロナ対応が進んでいる中で、病床が足りないと言っている方々に、予備をどれだけ持っておきますかということを決めてください、ということになると、最終的に必要な病床と今すぐに決める病床を比べると、おそらく、今決める病床の方がずっと多くなるし、各病院にとっても後々大きな重荷になる。
- 第八次医療計画の策定は2023年度に行われることになる。2025年まであと5年を切った中、今後の具体的な工程の議論を進めておく必要がある。

各都道府県別の新型コロナウイルスの感染状況

第27回地域医療構想に関するワーキンググループ
(令和2年10月21日) 資料

- 全国では人口10万人あたり累計64.8人の検査陽性者が発生した。
- 東京都が最も多く、人口10万人あたり186.0人であった。

1月～9月における各都道府県別人口10万人当たりの累計新型コロナ検査陽性者数

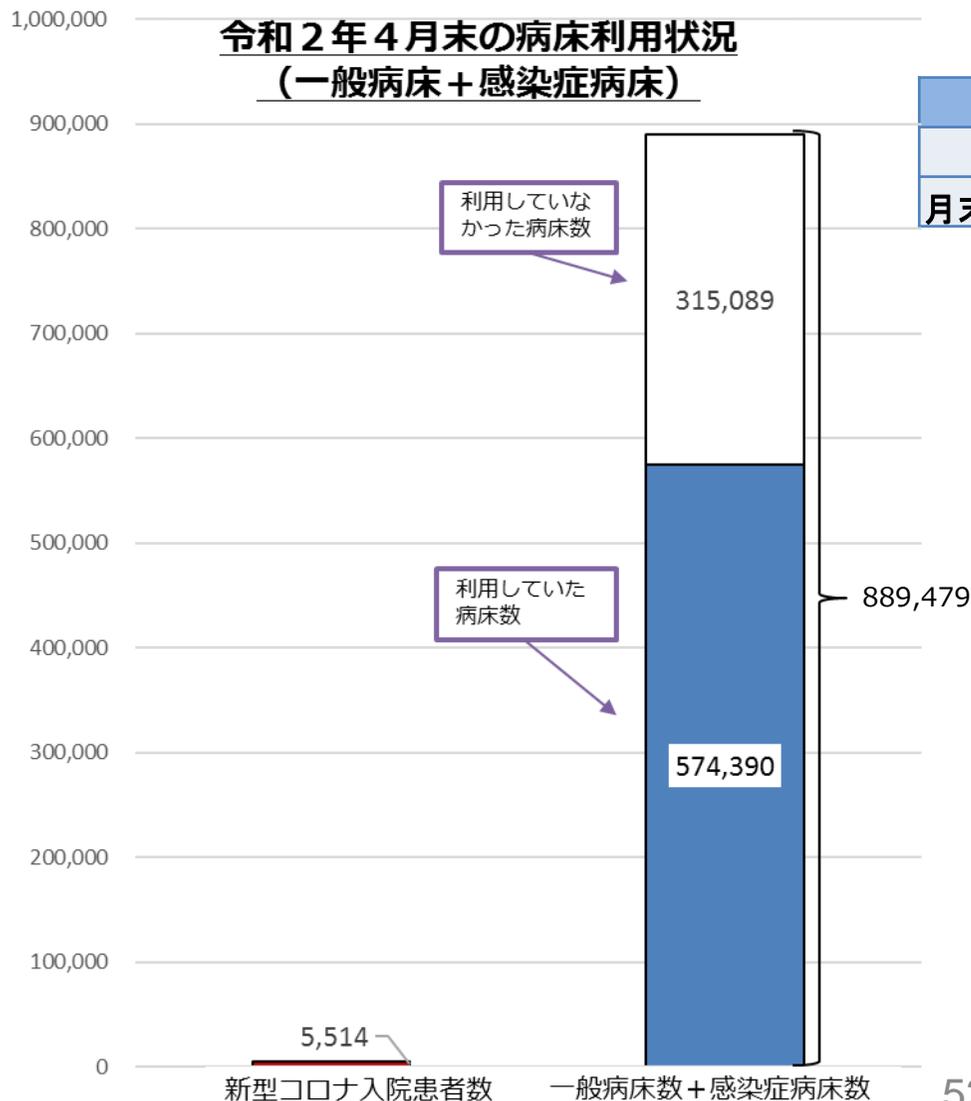


出典：「各都道府県の検査陽性者の状況（空港検疫、チャーター便案件を除く国内事例）」令和2年9月30日 24時時点
各都道府県の人口・・・住民基本台帳に基づく人口、人口動態及び世帯数（2020年1月1日現在）

令和2年4月の全国の一般病床等の病床利用状況と新型コロナ入院患者数

第27回地域医療構想に関するワーキンググループ
(令和2年10月21日) 資料

- 令和2年4月末時点で入院していた新型コロナ患者数は5,514人であった。
- 最終フェーズにおいて、都道府県が即応病床として確保することを計画した病床数は計27,580床である。



令和2年4月末の病床種別病床数等 (病院)

	一般病床	感染症病床	一般+感染症
病床数	887,591床	1,888床	889,479床
月末在院患者数	573,714人	676人	574,390人

令和2年4月28日時点の新型コロナ入院患者数 5,514人

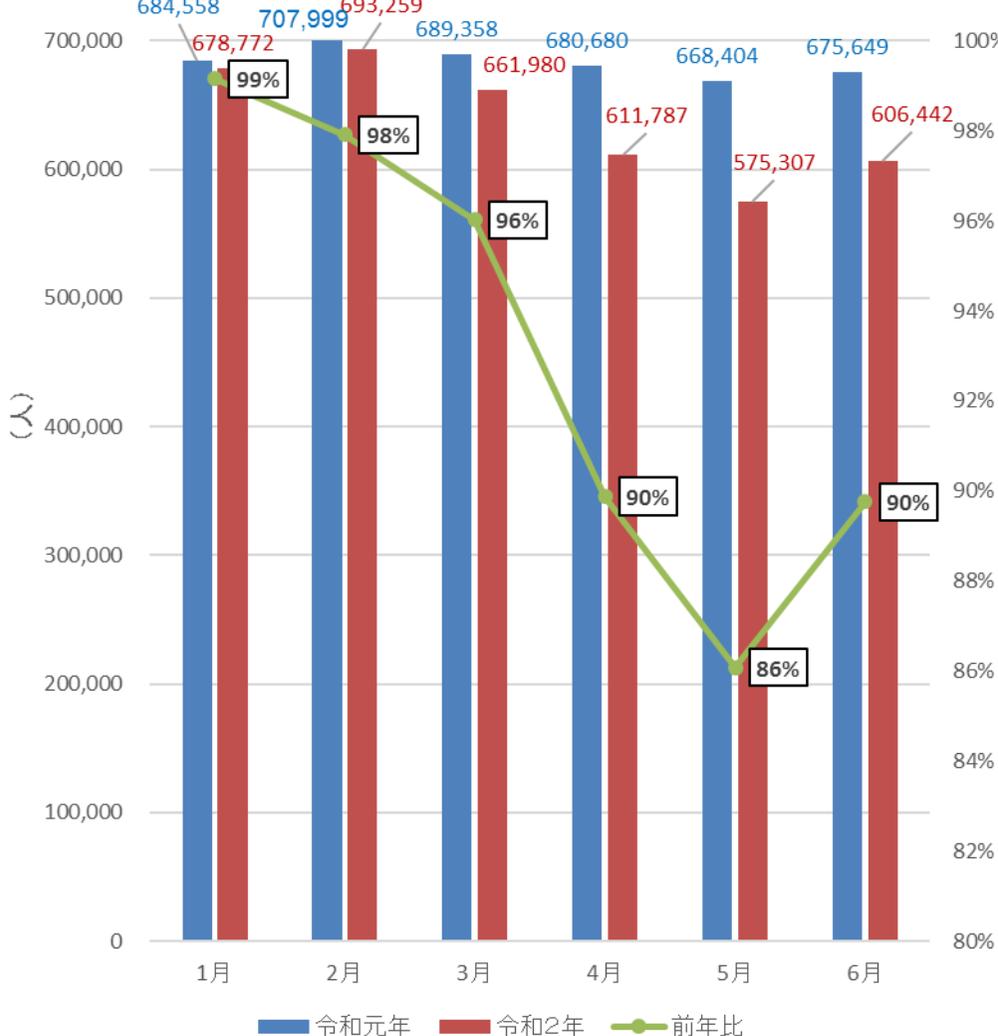
※病床数、月末在院患者数・・・病院報告(月報)令和2年4月
 ※「新型コロナウイルス感染症患者」について、このページ以降「新型コロナ患者」とする。
 ※新型コロナ入院患者数・・・新型コロナウイルス感染症患者の療養状況に関する調査結果(4月28日報告)より
 ※最終フェーズにおいて、都道府県が即応病床として確保することを計画する病床数・・・「新型コロナウイルス感染症患者の療養状況、病床数等に関する調査結果(10月7日0時時点)」より引用。

全国の一平均在院患者数及び許可病床数（一般病床）

第27回地域医療構想に関するワーキンググループ
(令和2年10月21日) 資料

- 一般病床における全国の1日平均在院患者数は、前年同時期に比べて減少傾向。5月は前年比86%。
- 一般病床の許可病床数は前年度に比較して微減傾向だが、感染が拡大した5月以降は増加傾向。

1日あたり平均在院患者数(一般病床)



許可病床数(一般病床)

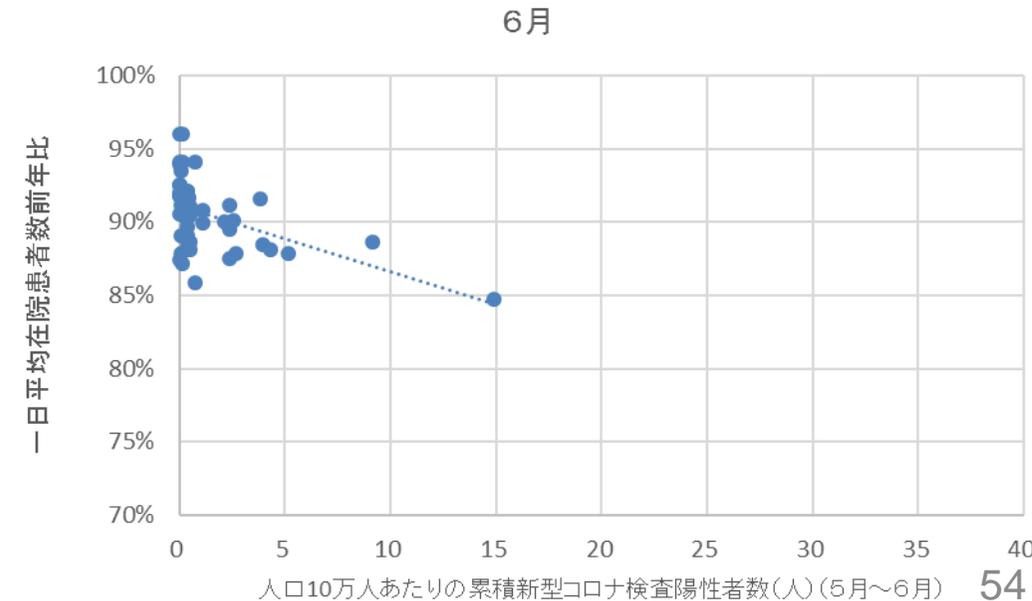
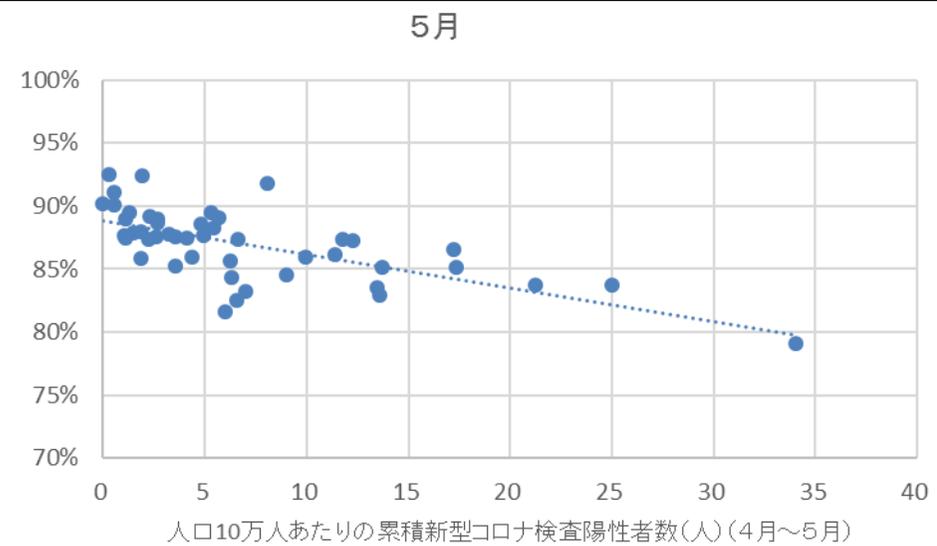
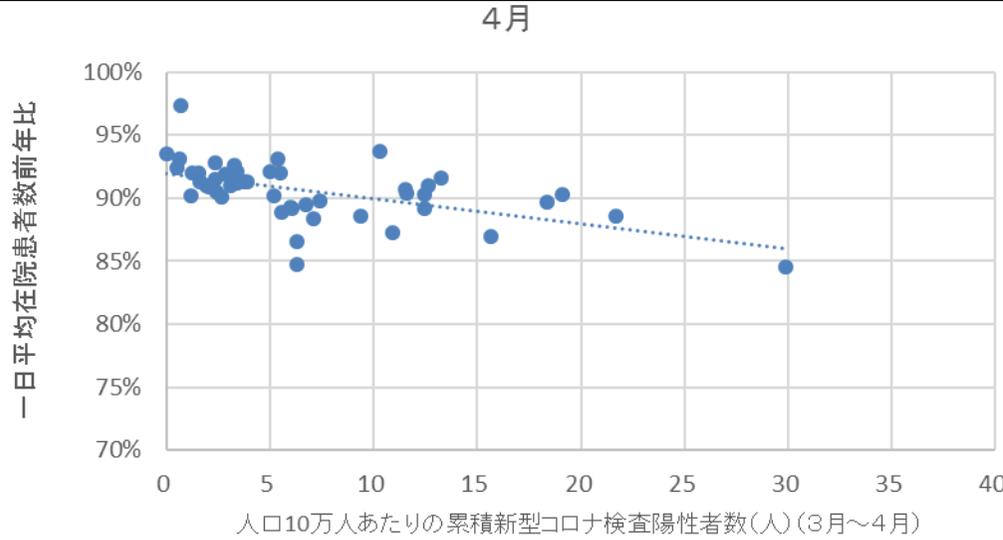


※一日あたり平均在院患者数・病院数・・・病院報告（月報）令和2年1月～6月と、令和元年1月～6月より引用

都道府県別の一日平均在院患者数の前年比（一般病床）

第27回地域医療構想に関するワーキンググループ
(令和2年10月21日) 資料

○ 各都道府県の4月～6月の一日平均在院患者数前年比は人口10万人あたりの累計新型コロナ検査陽性者数が多い方が減少傾向にある。



- ※一日平均在院患者数前年比・・・病院報告（月報）の2020年4月-6月と2019年4月-6月における一日平均在院患者数（一般病床）の前年比を算出
- ※新型コロナ検査陽性者数・・・各都道府県の検査陽性者の状況（空港検疫、チャーター便案件を除く国内事例）
- ※人口・・・住民基本台帳（2020年1月1日時点）

新入院患者数、退院患者数、平均在院日数の前年と今年の比較（一般病床）

第27回地域医療構想に関するワーキンググループ
(令和2年10月21日) 資料

- 一般病床において、全国の新入院患者数・退院患者数ともに、前年同時期に比べて減少傾向。
一方、全国の平均在院日数は、前年同時期に比べて長期化傾向。

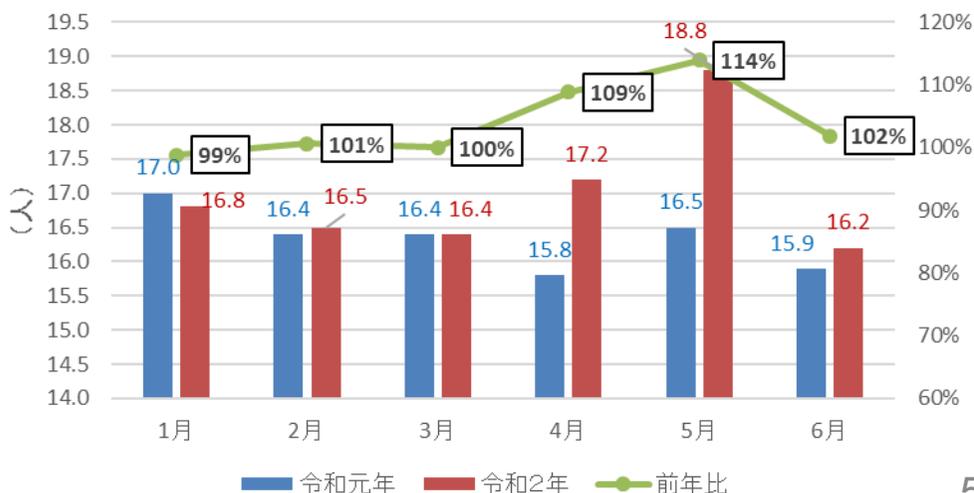
新入院患者数（一般病床）



退院患者数（一般病床）



平均在院日数（一般病床）



※引用：病院報告（月報）令和2年1月～6月と、令和元年1月～6月
 ※平均在院日数・・・(月間在院患者延数)÷1/2 {(月間新入院患者数)+ (月間退院患者数)}
 ※新入院患者数・・・一ヶ月の間に新規に入院した患者数
 ※退院患者数・・・一ヶ月の間に退院した患者数

医療機関の病床規模等別における 新型コロナ患者受入可能医療機関及び受入実績を有する医療機関について

第27回地域医療構想に関するワーキンググループ
(令和2年10月21日) 資料

定義等

【G-MIS（新型コロナウイルス感染症医療機関等情報支援システム（Gathering Medical Information System on COVID-19））】

全国の医療機関（20病床以上を有する保険医療機関8,280カ所のうち、令和2年9月末時点で7,307医療機関が登録済）の稼働状況、病床や医療スタッフの状況、医療機器（人工呼吸器等）や医療資材（マスクや防護服等）の確保状況等を一元的に把握することにより、病院の稼働状況を広く知らせるほか、マスク等の物資の供給や患者搬送の調整に活用するなど必要な医療提供体制の確保に役立っているシステム。令和2年5月1日より運用開始（3月27日試運用開始）。

【新型コロナ患者受入可能医療機関】

G-MISで報告のあった医療機関について、新型コロナウイルス感染症患者の受入（入院患者の受入実績が1人以上あった場合は有）または受入可能（新型コロナウイルス感染患者受入可能な病床を1床以上としたことがあった場合は有）と報告した医療機関を受入可能医療機関とした。（令和2年9月末時点）

【新型コロナ患者受入医療機関】

G-MISで報告のあった医療機関について、新型コロナウイルス感染症患者の入院患者の受入実績が1人以上あった医療機関を受入ありとした。（令和2年9月末時点）

【病床機能報告】

医療法第30条の13に基づき、一般病床・療養病床を有する病院・有床診療所に義務づけられている報告。病床数、病床の機能、職員数等、医療体制整備に関する病院の状況について報告を求めている。（平成30年度病床機能報告をデータとして使用）

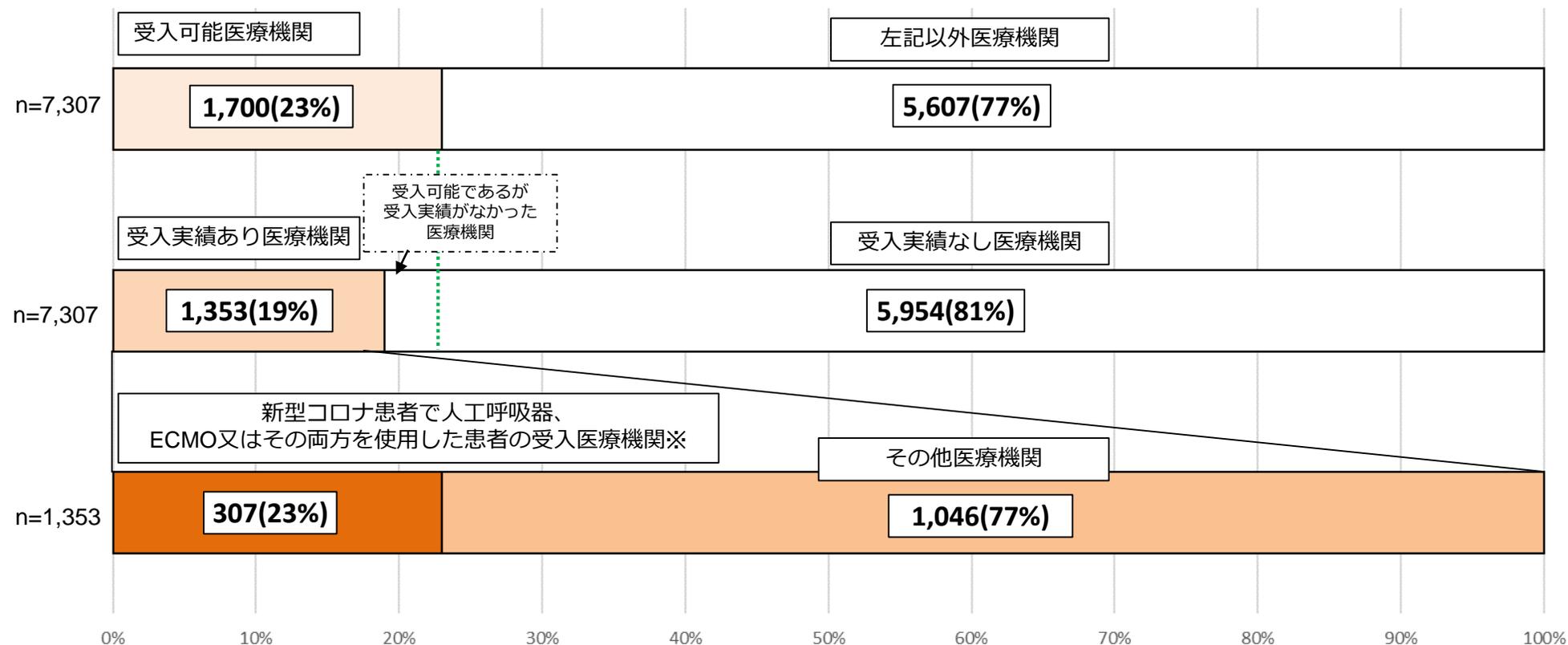
新型コロナ患者受入可能医療機関及び受入実績の有無について

第27回地域医療構想に関するワーキンググループ
(令和2年10月21日) 資料

- 全医療機関のうち、新型コロナ患者の受入可能医療機関の割合は23%、受入実績あり医療機関の割合は19%。
- 受入実績あり医療機関のうち、人工呼吸器、ECMO又はその両方を使用した患者の受入医療機関の割合は23%。

対象医療機関： G-MISで報告のあった全医療機関（7,307医療機関）

新型コロナ患者受入可能医療機関



※G-MISで「（入院中のうちECMO・人工呼吸器管理中）、（入院中のうち人工呼吸器管理中（ECMOなし）」のいずれかの新型コロナ患者が入院していた医療機関

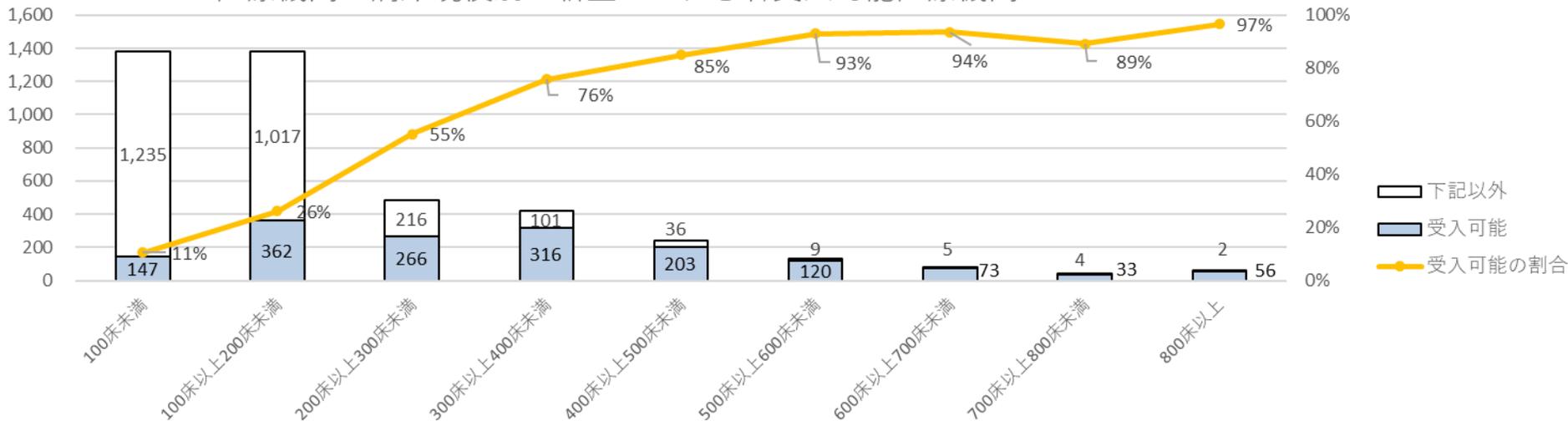
病床規模別の新型コロナ患者受入可能医療機関及び受入実績の有無について

第27回地域医療構想に関するワーキンググループ
(令和2年10月21日) 資料

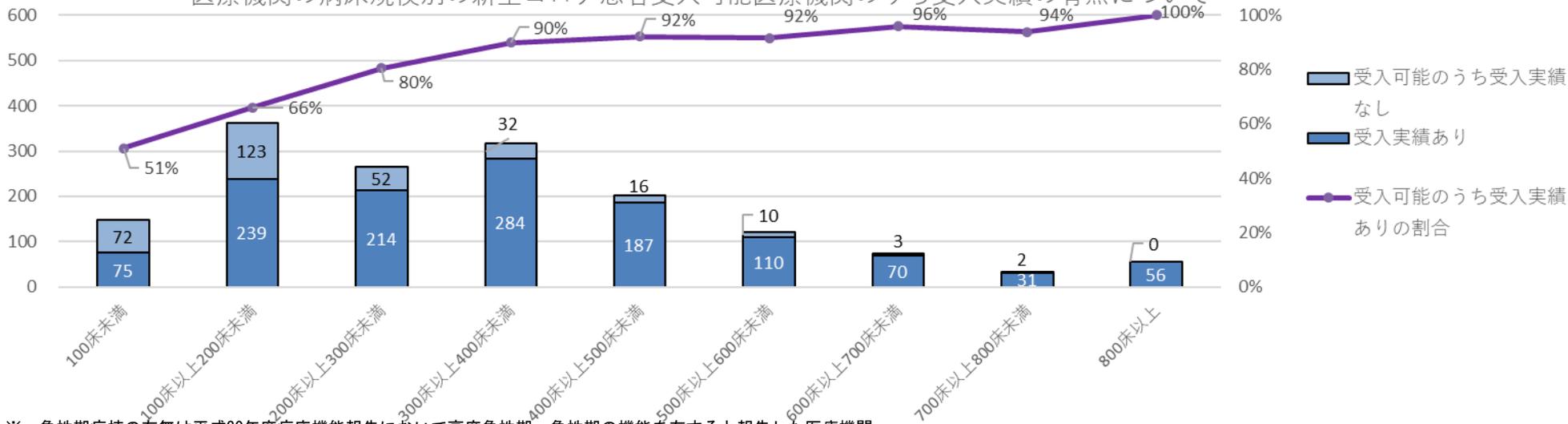
○ 医療機関の病床規模が大きいくほど、新型コロナ患者の受入可能医療機関及び受入実績の割合も大きくなる傾向。100床未満の受入可能医療機関のうち半数以上が受け入れている。

対象医療機関：G-MISで報告のあった全医療機関のうち急性期病棟を有する医療機関（4201医療機関）

医療機関の病床規模別の新型コロナ患者受入可能医療機関



医療機関の病床規模別の新型コロナ患者受入可能医療機関のうち受入実績の有無について



※ 急性期病棟の有無は平成30年度病床機能報告において高度急性期・急性期の機能を有すると報告した医療機関。

※ 病床数：平成30年度病床機能報告における一般病床及び療養病床の許可病床数

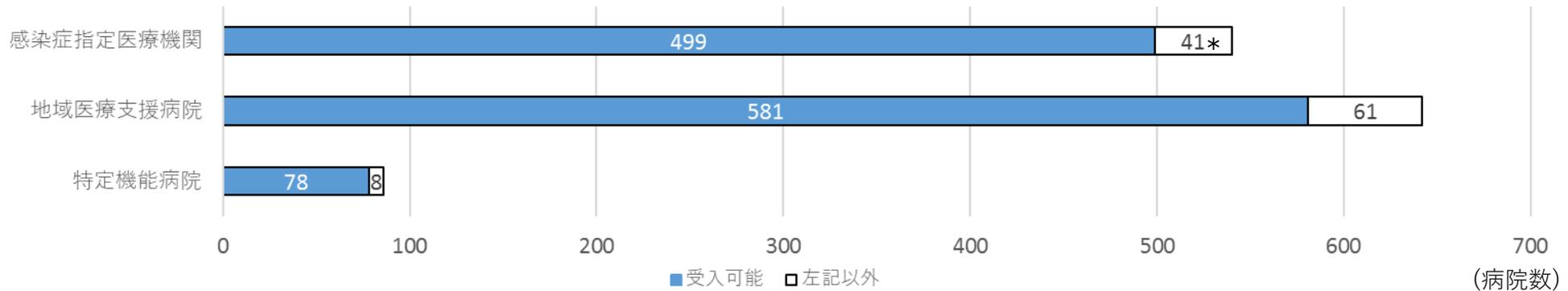
医療機関の機能別の新型コロナ患者受入可能医療機関について

第27回地域医療構想に関するワーキンググループ
(令和2年10月21日) 資料

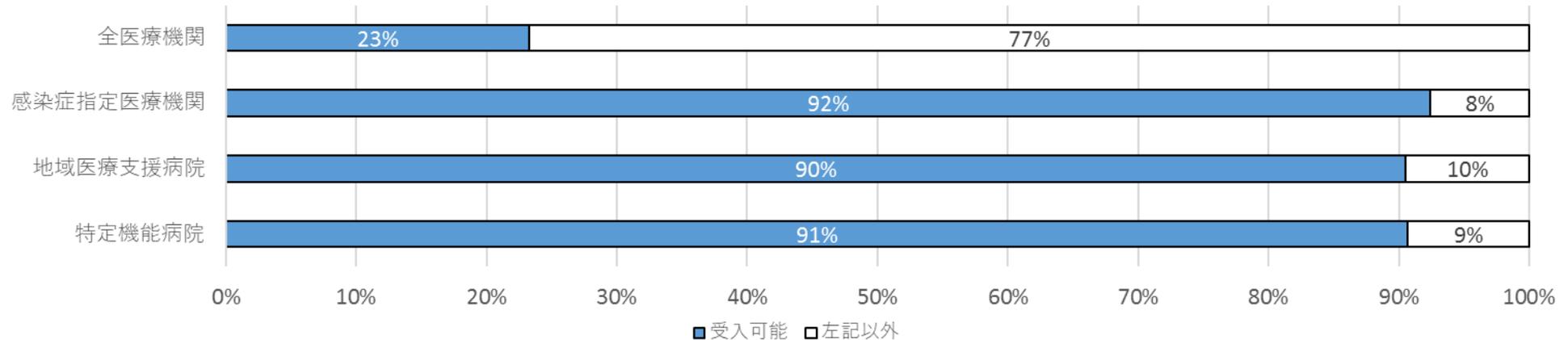
- 全医療機関のうち23%が、新型コロナ患者受入可能医療機関であった。
- 感染症指定医療機関のうち92%、地域医療支援病院のうち90%、特定機能病院のうち91%が、受入可能医療機関であった。

対象医療機関：
G-MISで報告のあった全医療機関（7,307医療機関）
うち感染症指定医療機関（540医療機関、報告率97%）
地域医療支援病院（642医療機関、報告率97%）
特定機能病院（86医療機関、報告率100%）

医療機関の機能別の新型コロナ患者受入可能医療機関



医療機関の機能別の新型コロナ患者受入可能医療機関の割合



※感染症指定医療機関・・・特定・第一種・第二種感染症指定医療機関、平成31年4月1日時点で551医療機関

* 新型コロナ患者受入可能としていない感染症指定医療機関のほとんどは結核病床または結核モデル病床のみを持つ医療機関。

※地域医療支援病院・・・令和2年6月1日時点で649医療機関

※特定機能病院・・・令和2年4月1日時点で86医療機関

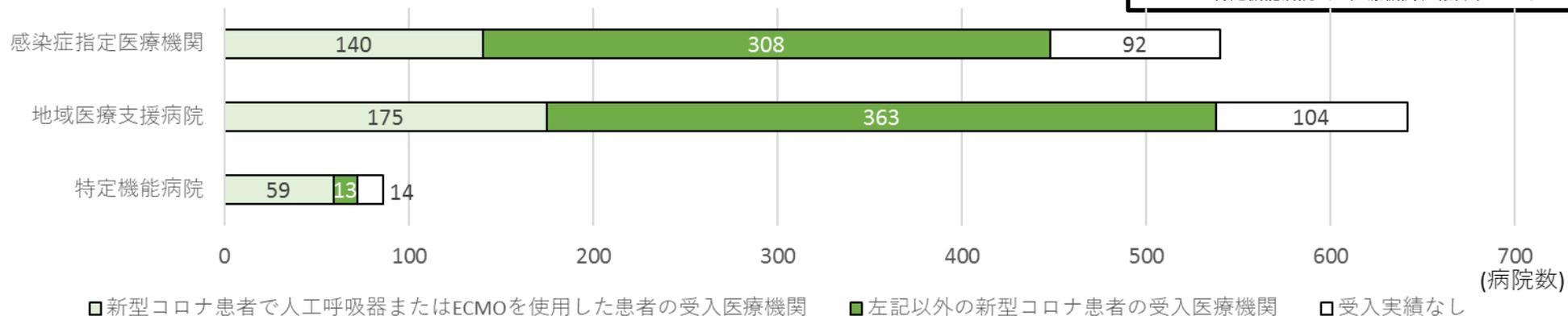
医療機関の機能別の新型コロナ患者受入実績の有無について

第27回地域医療構想に関するワーキンググループ
(令和2年10月21日) 資料

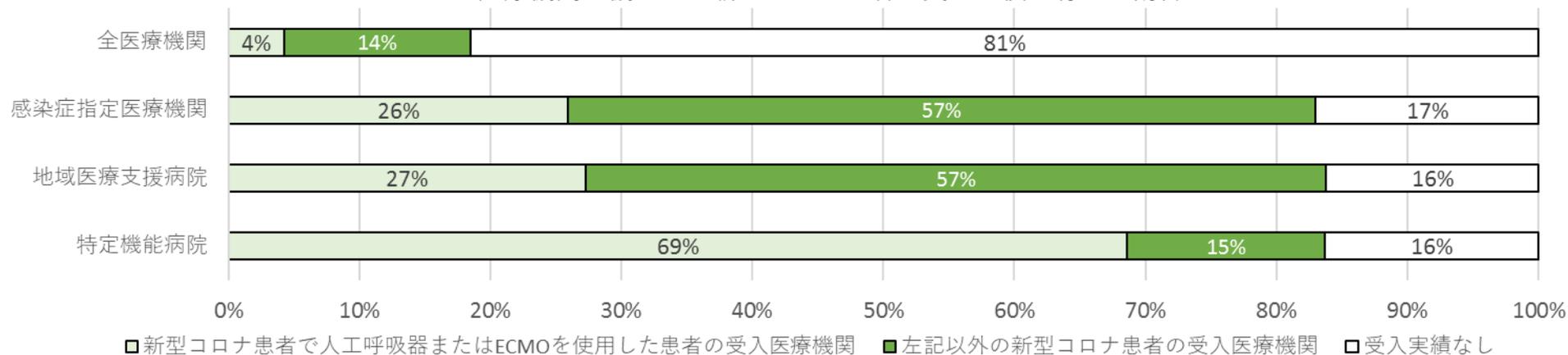
- 全医療機関のうち18%が、新型コロナ患者の受入実績がある医療機関であった。
- 感染症指定医療機関のうち83%、地域医療支援病院のうち84%、特定機能病院のうち84%が、受入実績あり医療機関であった。

対象医療機関：
G-MISで報告のあった全医療機関（7,307医療機関）
うち感染症指定医療機関（540医療機関、報告率97%）
地域医療支援病院（642医療機関、報告率97%）
特定機能病院（86医療機関、報告率100%）

医療機関の機能別の新型コロナ患者受入実績の有無



医療機関の機能別の新型コロナ患者の受入実績の有無の割合

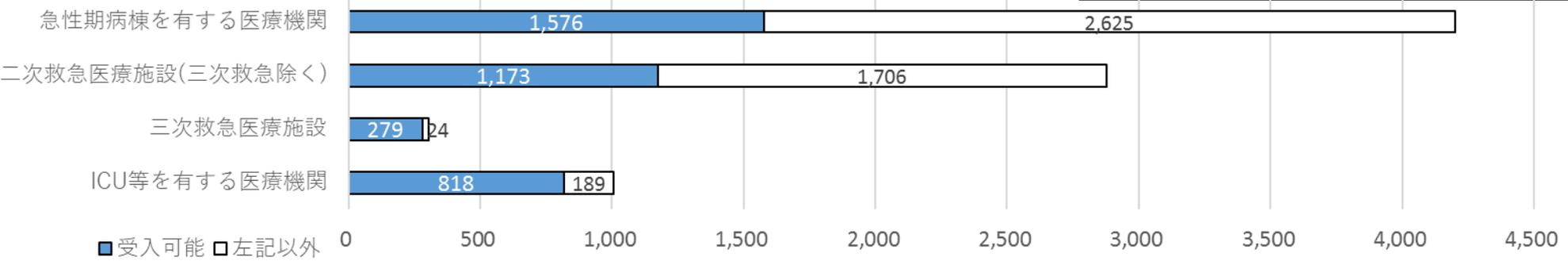


※感染症指定医療機関・・・特定・第一種・第二種感染症指定医療機関、平成31年4月1日時点で551医療機関
 ※地域医療支援病院・・・令和2年6月1日時点で649医療機関
 ※特定機能病院・・・令和2年4月1日時点で86医療機関

○ 急性期病棟を有する医療機関のうち38%、二次救急医療施設（三次救急除く）のうち41%、三次救急医療施設のうち92%、ICU等を有する医療機関のうち81%が、新型コロナ患者の受入可能医療機関であった。

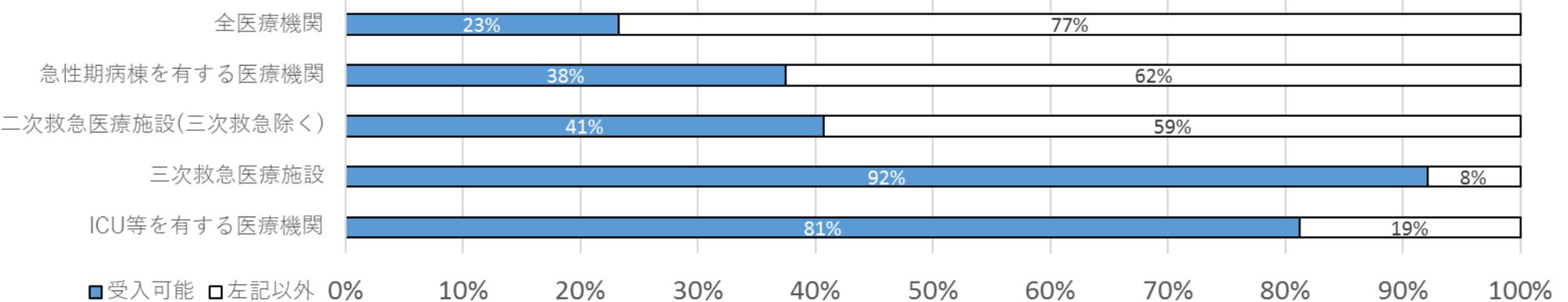
対象医療機関：
G-MISで報告のあった全医療機関（7,307医療機関）
うち急性期病棟を有する医療機関（4,201医療機関、報告率92%）
三次救急医療施設（303医療機関、報告率98%）
二次救急医療施設（2,879医療機関、報告率93%）
ICU等を有する医療機関（1,007医療機関、報告率96%）

医療機関の機能別の新型コロナ患者受入可能医療機関



医療機関の機能別の新型コロナ患者受入可能医療機関の割合

(病院数)

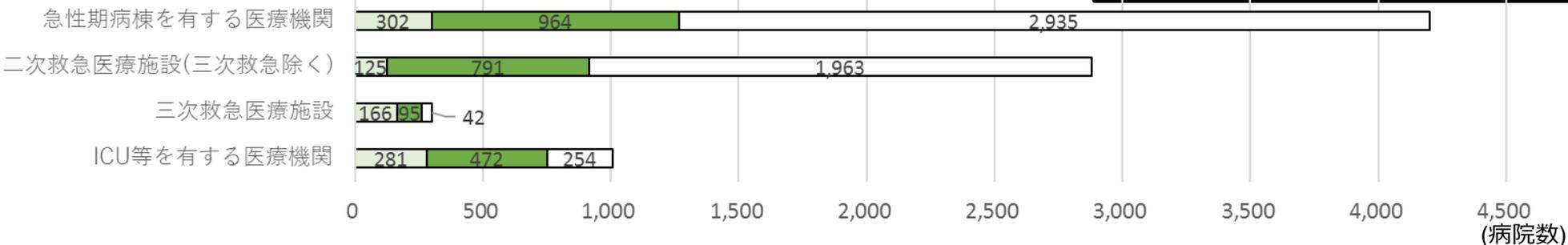


※ 急性期病棟の有無は平成30年度病床機能報告において高度急性期・急性期の機能を有すると報告した医療機関。
 ※ 三次救急医療施設は「重篤な救急患者の医療を確保することを目的として、都道府県知事が医療法に規定する医療計画等にもとづき救命救急センターとして指定した医療機関」（平成30年度病床機能報告）
 ※ 二次救急医療施設は三次救急医療施設でないものであって、「救急隊により搬送される傷病者に関する医療を担当する医療機関として、都道府県知事が医療法に規定する医療計画の内容等を勘案して必要と認定したもの。また、三次救急医療施設であって、都道府県の医療計画上、二次救急医療施設相当の病院群輪番制病院の指定を受けている場合も含む。」（平成30年度病床機能報告）
 ※ ICU等は平成30年度病床機能報告で特定集中治療室管理料の実績・救命救急入院料1、救命救急入院料2、救命救急入院料3、救命救急入院料4、特定集中治療室管理料1、特定集中治療室管理料2、特定集中治療室管理料3、特定集中治療室管理料4、総合周産期特定集中治療室管理料（母体・胎児）、総合周産期特定集中治療室管理料（新生児）、新生児特定集中治療室管理料1、新生児特定集中治療室管理料2、小児特定集中治療室管理料、ハイケアユニット入院医療管理料1、ハイケアユニット入院医療管理料2、脳卒中ケアユニット入院医療管理料、新生児治療回復室入院医療管理料を算定した実績がある医療機関

○ 急性期病棟を有する医療機関のうち30%、二次救急医療施設（三次救急除く）のうち31%、三次救急医療施設のうち86%、ICU等を有する医療機関のうち75%が、新型コロナ患者の受入実績あり医療機関であった。

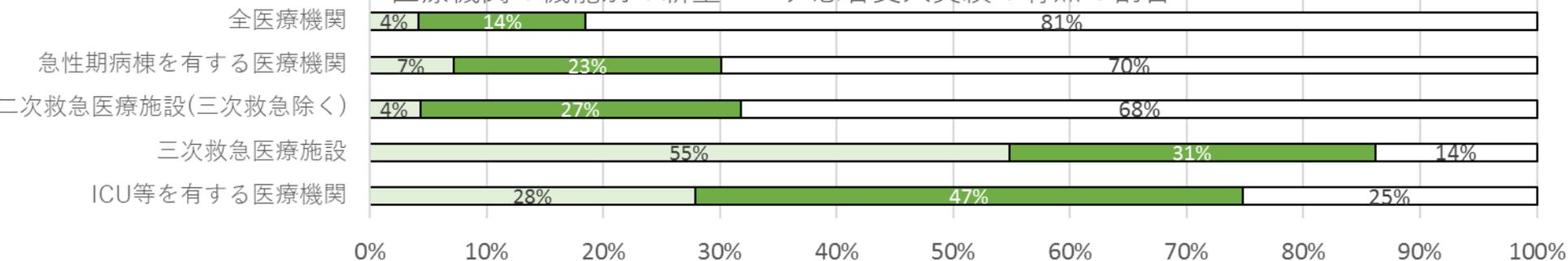
対象医療機関：
G-MISで報告のあった全医療機関（7,307医療機関）
うち急性期病棟を有する医療機関（4,201医療機関、報告率92%）
三次救急医療施設（303医療機関、報告率98%）
二次救急医療施設（2,879医療機関、報告率93%）
ICU等を有する医療機関（1,007医療機関、報告率96%）

医療機関の機能別の新型コロナ患者受入実績の有無



□ 新型コロナ患者で人工呼吸器またはECMOを使用した患者の受入医療機関 ■ 左記以外の新型コロナ患者の受入医療機関 □ 受入実績なし

医療機関の機能別の新型コロナ患者受入実績の有無の割合



□ 新型コロナ患者で人工呼吸器またはECMOを使用した患者の受入医療機関 ■ 左記以外の新型コロナ患者の受入医療機関 □ 受入実績なし

※ 急性期病棟の有無は平成30年度病床機能報告において高度急性期・急性期の機能を有すると報告した医療機関。
 ※ 三次救急医療施設は「重篤な救急患者の医療を確保することを目的として、都道府県知事が医療法に規定する医療計画等にもとづき救命救急センターとして指定した医療機関」（平成30年度病床機能報告）
 ※ 二次救急医療施設は三次救急医療施設でないものであって、「救急隊により搬送される傷病者に関する医療を担当する医療機関として、都道府県知事が医療法に規定する医療計画の内容等を勘案して必要と認定したもの。また、三次救急医療施設であって、都道府県の医療計画上、二次救急医療施設相当の病院群輪番制病院の指定を受けている場合も含む。」（平成30年度病床機能報告）
 ※ ICU等は平成30年度病床機能報告で特定集中治療室管理料の実績・救命救急入院料1、救命救急入院料2、救命救急入院料3、救命救急入院料4、特定集中治療室管理料1、特定集中治療室管理料2、特定集中治療室管理料3、特定集中治療室管理料4、総合周産期特定集中治療室管理料（母体・胎児）、総合周産期特定集中治療室管理料（新生児）、新生児特定集中治療室管理料1、新生児特定集中治療室管理料2、小児特定集中治療室管理料、ハイケアユニット入院医療管理料1、ハイケアユニット入院医療管理料2、脳卒中ケアユニット入院医療管理料、新生児治療回復室入院医療管理料を算定した実績がある医療機関

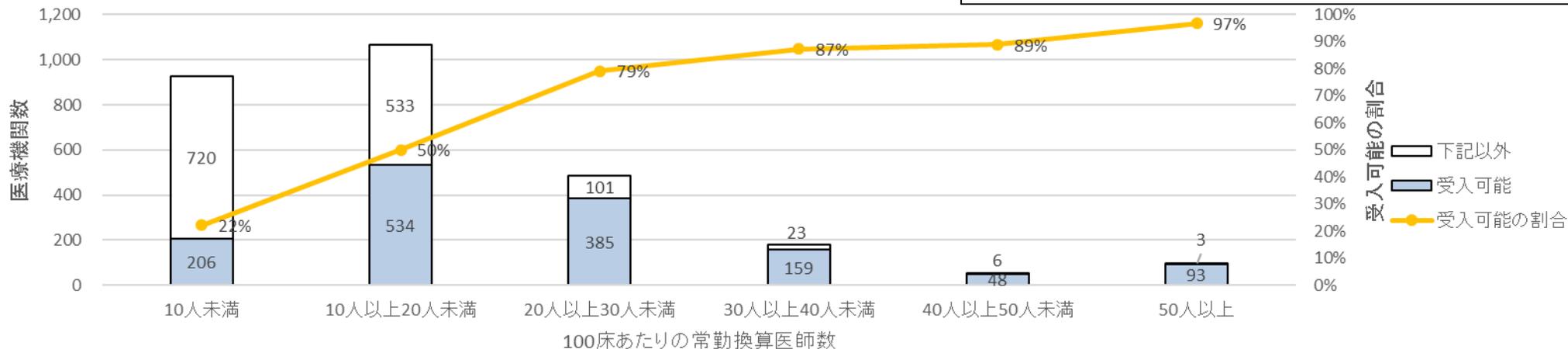
100床あたり常勤換算医師数別の新型コロナ患者の受入可能医療機関及び受入実績の有無について

第27回地域医療構想に関するワーキンググループ
(令和2年10月21日) 資料

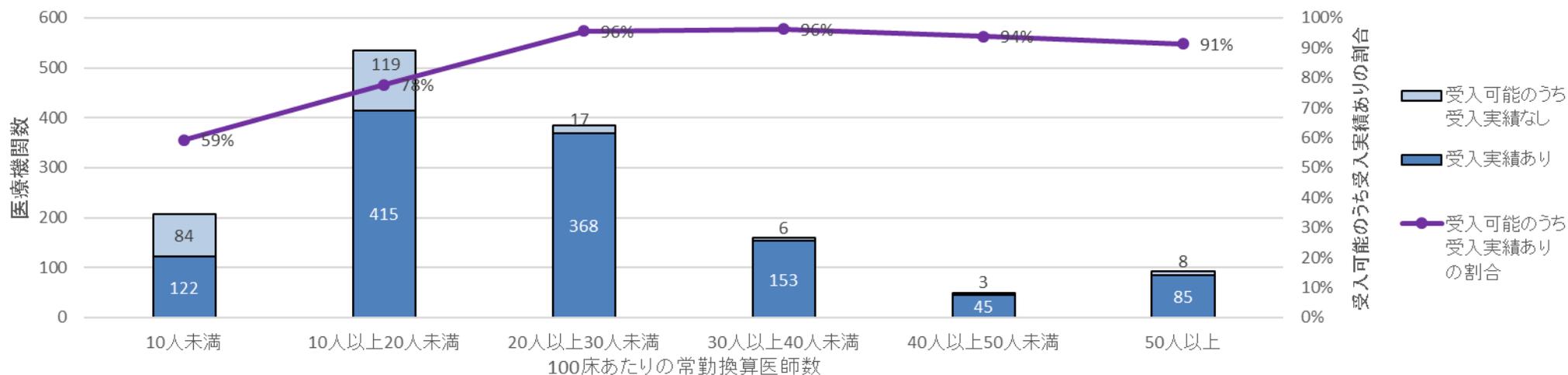
○ 100床あたり常勤換算医師数が多い医療機関ほど、新型コロナ患者受入可能医療機関の割合は大きくなる傾向。

対象医療機関：G-MISで報告のあった全医療機関のうち急性期病棟を有する医療機関から、100床未満の医療機関を除外した医療機関（2,811医療機関）

100床あたりの常勤換算医師数別の新型コロナ患者受入可能医療機関



100床のあたり常勤換算医師数別の新型コロナ患者受入可能医療機関のうちの受入実績の有無



※ 急性期病棟の有無は平成30年度病床機能報告において高度急性期・急性期の機能を有すると報告した医療機関。
 ※ 常勤換算医師数、病床数(一般病床・療養病床の許可病床)は平成30年病床機能報告より引用。

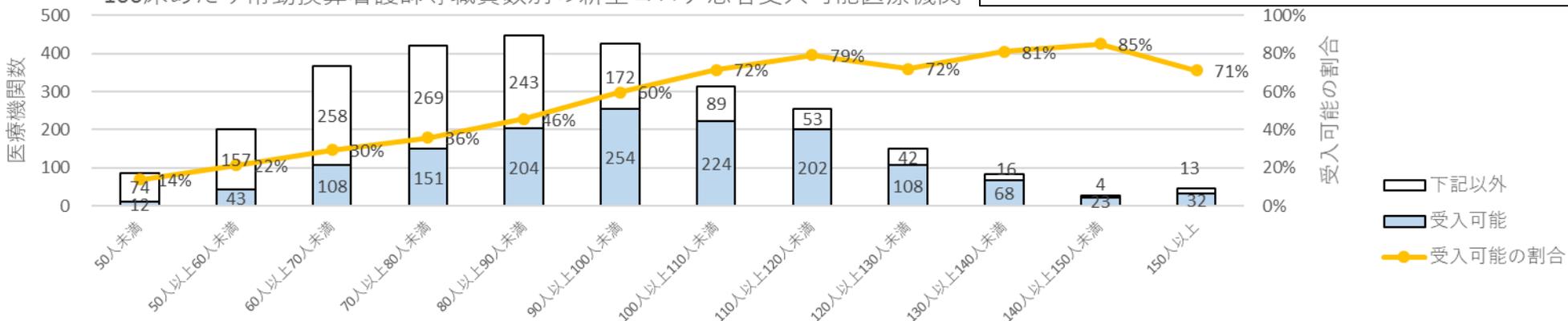
100床あたり常勤換算看護師等職員数別の新型コロナ患者受入可能医療機関及び受入実績の有無について

第27回地域医療構想に関するワーキンググループ
(令和2年10月21日) 資料

○ 100床あたりの常勤換算看護師等職員数が多い医療機関ほど、新型コロナ患者の受入可能医療機関の割合は大きくなる傾向。

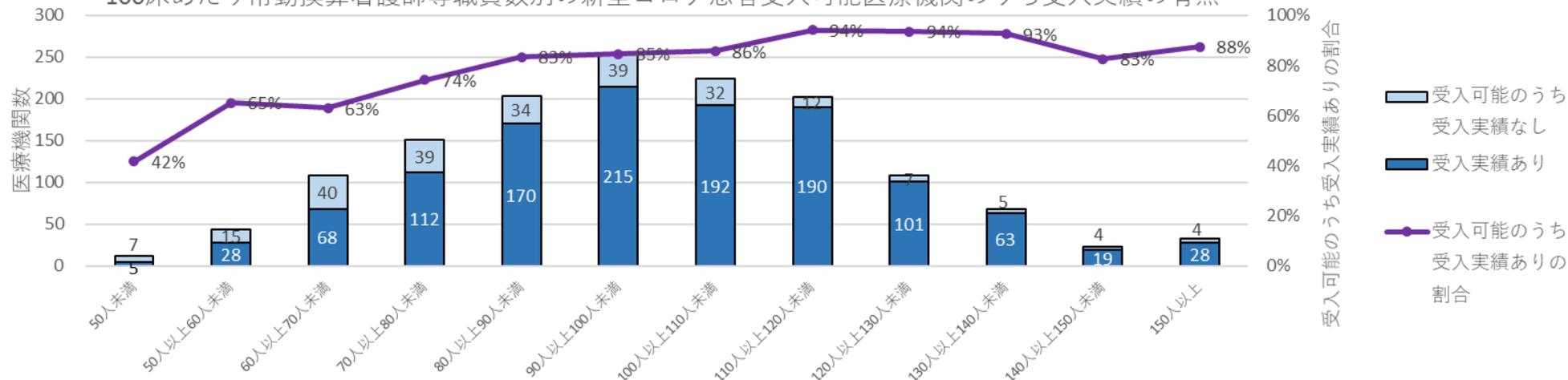
対象医療機関：G-MISで報告のあった全医療機関のうち急性期病棟を有する医療機関から、100床未満の医療機関を除外した医療機関（2,819医療機関）

100床あたり常勤換算看護師等職員数別の新型コロナ患者受入可能医療機関



100床あたりの常勤換算看護師等職員数

100床あたり常勤換算看護師等職員数別の新型コロナ患者受入可能医療機関のうち受入実績の有無



100床あたりの常勤換算看護師等職員数

※ 急性期病棟の有無は平成30年度病床機能報告において高度急性期・急性期の機能を有すると報告した医療機関。
 ※ 常勤換算看護師等職員数、病床数(一般病床及び療養病床の許可病床数)は平成30年病床機能報告より引用。
 ※ 看護師等職員は、看護師、准看護師、看護補助者。